1.議事日程第4号

(平成23年第3回大口町議会定例会)

平成23年3月16日午前9時30分開議 於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	吉	田		正	2番	田	中	_	成
3番	柘	植		満	4番	畄		孝	夫
5番	宮	田	和	美	6番	酒	井	廣	治
7番	丹	羽		勉	8番	土	田		進
11番	吉	田	正	輝	12番	木	野	春	徳
13番	倉	知	敏	美	15番	宇	野	昌	康

3. 欠席議員は次のとおりである。(2名)

10番 齊木 一 三 14番 酒 井 久 和

4. 欠員(1名)

5.地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森	進	副町長	大	森	滋
教 育 長	長 屋 孝	成	地域協働部長	近	藤定	昭
健康福祉部長	村 田 貞	俊	建設部長	野	田	透
総務部長	小島幹	久	生涯教育部長	Ξ	輪恒	久
会計管理者	星野健	_	町民安全課長	前	田正	徳
地域振興課長	平岡寿	弘	戸籍保険課長	掛	布	治
福祉こども課長	天 野	浩	保 育 長	中	野幸	子
健康生きがい課長	宇野直	樹	建設農政課長	鵜	飼 嗣	孝
都市整備課長	渡邊俊	次	政策推進課長	社	本	寛

図書館長 櫻井敬章

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 議会事務局長 河 合 俊 英 次 長 佐 藤 幹 広

開議の宣告

副議長(木野春徳君) それでは皆さん、改めましておはようございます。

酒井議長及び齊木議員から欠席の届けが出ております。地方自治法第106条第1項の規定により、議長にかわり職務を行わせていただきます。何分初めての経験でふなれでございますので、皆様方の御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議 を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元の配付したとおりであります。

(午前 9時30分)

一般質問

副議長(木野春徳君) 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、齊木議員から一般質問の通告が出されていましたが、本日欠席のため、会議規則第60 条第4項の規定に基づき、通告は失効といたします。

田中一成君

副議長(木野春徳君) それでは初めに、田中一成議員。

2番(田中一成君) それでは、通告に基づいて質問させていただきますが、冒頭に、東北関東大震災で亡くなられた方三千余、行方不明者七千余で、1万人余の皆様が大変な状況に追い込まれ、なおその死傷者数は多分10万人を超えるだろうというようなことも言われております。原発が大変な状況で、半径20キロ未満の皆さんの避難と、30キロ未満の皆さんの屋外への外出を控えるようにというような指示も行われているところであります。病院等では薬も尽きて、透析をすることも間もなくできなくなるかもわからないというような報道や、水不足、燃料不足、そうしたことも言われておりますけれども、多分愛知県などは対策本部等を立ち上げておろうかというふうに思います。

大口町もきょう一般質問の終了後、全協で当局から対応についての御報告等もあるようでありますけれども、昨日はまた静岡県で震度6の大きな地震が起きました。日本は四つのプレートを擁しておるそうでありますけれども、この連鎖反応で東南海地震も起き得るのではないかというような専門家の意見もあるところでありまして、激甚災害を受けられた皆さんに対する救援活動とともに、みずからの地域における非常時における対応、最低限のものについては住民の皆さんに周知徹底しておく必要があるだろうというような意見もあるところでありますけ

れども、通告はしておりませんけれども、その辺についての町の現在の対応、あるいは所見等がありましたらよろしくお願いします。

副議長(木野春徳君) 副町長。

副町長(大森 滋君) 先ほど田中議員からお話をいただきました件につきまして、私から少しお話をさせていただきます。

東北地方太平洋沖地震の被災者の方に対しての支援活動につきましては、先ほど田中議員もおっしゃられたように、議会終了後の全協で詳しくお話をさせていただきたいと思っておりますが、この間の経過を少し説明させていただきますと、3月12日ですが、町長と私と政策推進課で、この地震についての協議を始めました。

その結果、3月14日、月曜日の朝ですけれども、経営会議を招集いたしまして、職員から支援活動についての意見の集約をさせていただきました。3月14日、同日の午後、当面の取り組みについて経営会議で検討して、現在できることから実施に移しているところであります。

協議の結果としては、支援物資関係あるいは丹羽青年会議所等との共同の取り組み、あるい は義援金関係であります。それから人的支援、イベント等についても検討しておりますので、 この結果につきましては、また全協の場でお知らせをしたいと思います。

さらには、議員さんの方からもいろいろ御提案等をいただきまして、大口町全体として、で きる限りの支援をしていきたいと思いますので、よろしく御協力の方お願いいたします。

(2番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 適切な対応をしっかりととっていただきたいと思いますが、私どもも、物資については非常に送ることが困難でありますので、今、各種団体がやっておると思いますが、義援金を集めてそれを送金するという活動を一生懸命やらせていただいておりますけれども、柏森駅できのうもきょうも、吉田議員を先頭にやっておられて、大変な御協力をいただいているということでありますけれども、あるスーパー前では、1ヵ所で20万円以上も集まると。一宮でも1万円札を入れていかれる方が何人もおられるというようなことで、大変多くの皆さんが心を痛めておられます。

16年前の阪神大震災のときには、私も吉田議員も現地に赴いて救援活動をやろうというふうに腹を固めていたところ、大口町内の御親戚の皆さんが、こちらに避難をしてきたけれども宿泊する場所がないというようなことから、その人をお助けしようということで、当時の鈴木町長等に要請をして、急遽町営住宅をあけていただいて、そこに住んでいただいて、その後、今もその御夫婦は町営住宅に住んでおられますけれども、そういうことで今大口町内の方でも、福島などから原発の関係で避難をしなければならないけれども、避難所生活がいつまで続くか

わからないというようなことから、親戚を頼って行きたいというような呼びかけが現地の方から来ている方もおられます。そういう際には、16年前と同じような対応が迫られるんじゃないかというふうに思います。そういう意味で、最善の策をとっていただくようにお願いをしたいと思います。

それでは、通告に基づいて質問させていただきます。

あんまり大まか過ぎて申しわけない質問通告でありましたけれども、初めに、当面する大口 町のまちづくりのあり方について、いろんな角度から御質問をさせていただきます。

初めに、国政や県政の動向と大口町の関係でありますけれども、国政においては、今、予算は衆議院を通過しましたけれども、参議院での可決がなくてもこれは自然成立するわけでありますけれども、関連法案が今のところ通る見通しがないというようなことであります。この関連法案が通らないと、6月にはもう予算が底をついて、7月以降に執行する予算が確保できないという異常事態を招くことになってしまうことは御承知のとおりであります。

我が党は、今の政権と相対しているわけでありますけれども、しかし現在の経済状況等を見ると、最低限の予算については成立をさせていかなければ大変なことになる。とりわけ、今、東北関東大震災が起きたというようなことで、日本発の同時世界不況を招いていると。株価が、日本だけじゃありませんね、ヨーロッパもアメリカも100ドル以上株価が急落をしているというようなことでひどい状況です。経済専門家も、激甚災害を受けた地方は、それは大変だけれども、そうでない西の地方、名古屋から関西、こうした地方での経済活動を元気よく活発にやっていただくことが必要だというようなことも言われているところであります。

そういう意味で、例えば子ども手当などについても1万3,000円を維持して、そして年少扶 養控除ですか、そういうものをきちんと見直して、子ども手当をもらったけれども扶養控除が できなくなってかえって増税だと、負担増だというようなことのないような措置をとりながら、 そうしたものは成立をさせるというようなことが必要だと言っておりますけれども、残念なが ら、自民党などについてはそれも相まかりならんというようなことであります。

町にとっても、予算関連法案が通らないと困っていくのだろうというふうに思いますけれど も、まずその辺の御所見だけ伺っておきたいと思います。

副議長(木野春徳君) 町長。

町長(森 進君) まず、田中議員さんもお話がありましたように、3月11日に東北・関東 地方で起きました東北地方太平洋沖地震に対しまして、被災者の皆様にお悔やみとお見舞いを 申し上げます。また、一刻も早い復興ができますことを祈っておるわけであります。

それでは、御質問にお答えをいたします。

国政・県政の動向と大口町の関係というようなことでお答えをさせていただきます。

一昨年の衆議院選挙により政権交代が現実のものとなりました。民主党が掲げたマニフェストには、国民に大きな期待を抱かせる、これまでの国政の根幹を大胆に見直し転換する施策が所狭しと並んでいました。しかしその後、日本経済は危機的な状況からなかなか立ち直ることができない中、少子高齢社会が本格的に訪れ、政策論争とは舞台が異なる、政治と金の問題で政権与党のかじ取りは次第に混迷を深めることとなりました。

また、県政においては、3期12年にわたり中部国際空港やあいち万博など、懸案の諸課題を 地道に結実してみえた神田前知事が勇退をされ、そのバトンを受けたのは、河村名古屋市長と、 減税、中京都構想などの施策で連携する大村知事であります。

私は、時代が要請する変化を決して否定するものではありません。しかし、今我が国が、かつて経験のない高度経済成長から成熟した少子高齢社会へ変化する、大きな混乱を伴いそうなこの時期に、やはり地味ながらも確実に施策の点検と見直しを進めていかなくてはならないはずであります。減税につきましては、施策の見直しと事務改善等による経常経費を削減し、さらに今後の社会保障費関連施策の財源見通しを立てた上でなくてはならず、先に期待をして、まずは先行して行うような取り組みについては大きな疑問を抱いています。そして私は、それらの目まぐるしい変化に非常に困惑しているというのが率直な私の気持ちであります。

しかし、私どもは本町の行財政運営に責任を持ち、着々と遂行していかなければなりません。 事あるごとに、国・県にはそういった懸念の意思表示をしつつも、各省庁等の動向、情報の収 集に努め、不測の事態に備えながら第6次総合計画に示されている「安全・協働・共生・公 平・発展」を施策の視点として、精いっぱいかじ取りを今後も行ってまいりたいというふうに 思っております。

(2番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 県政との関連もお答えいただきましたけれども、県政について言えば、私大変心配しているのは、愛知県と名古屋市を合体させた中京都構想、これが一体どういう代物なのか、権限を集中させてしまって、我々小さな大口町のような町はどのような指針を持ってやっていけばいいのかということは何ら示されておりません。また、県税も10%減税ということを言っておられますけれども、愛知県の財政が大破綻を来していることは御承知のとおりでありますが、そこで県民税を10%減税したら、大企業や大資産家が、日本だけじゃなくて世界から集まってくると。そういうことで発展を図ることができるんだというような大村知事の主張でありますけれども、とても現実的ではないと。

今、町長が答えられたように、しっかりと財源の手当を見通しながら、それに見合って最も 有効な財政運営、行政運営をしっかりとやっていくというようなスタンスが大切だというふう に思っております。大口町におかれてはそういうスタンスで、あまり奇抜な非現実的な構想などについてはきちんと物を言っていくべきだというふうに思います。

ちなみに、愛知県の予算については骨格予算が発表されました。 6 月議会では大村知事の政策的な予算が発表されることになりますけれども、しかしその骨格予算の内容を見ても、例えばトヨタ自動車のために20億円かけてテストコースをつくってやる予算が組まれているとか、あるいは愛知県内で、御承知のように公立病院や県立病院がどんどん廃止や縮小や民間移譲、こういうようなことがやられていますけれども、一つの原因が医師不足でありますけれども、その地域の医療を再生するための事業費を 3 億6,000万円から半減して 1 億9,000万円に減らすとかいうようなことで、そういう事態に対して対応する予算を充実するんじゃなくて、さらに削減すると。病院などは全部民間移譲、民間にやらせればいい、市場原理に任せればいい、そういうところからは公は撤退するんだというような意思がなお貫かれているような気がして、大変心配をしているところであります。

さて、経済の問題であります。

10年余の間、日本の経済は失速をし続けて停滞をしている。そういう状況の中で、働く労働者の皆さんの賃金もこの10年余下がっている。これは世界の先進国の中で日本だけであります。 異常な状況であります。また大企業から仕事をもらってやっている中小企業の皆さん、そういう皆さんの仕事の量も激減しておりますけれども、下請単価も非常に引き下げられているというような異常な状況であります。

こういう状況の中で、工場そのものを存続させることができない、例えばリースで工場を借りているとかいうような皆さんは、そのリース代すら払えないというような状況があって、全国の自治体の中ではそうしたリース代の補助だとか、あるいは電気の基本料金、今電気は使っていないけれども200ボルトの大容量の電気を引いている、それだけでも基本料金は大変な額だそうでありますけれども、そういうものに手当てをして急場をしのぐような援助をするとかというような手当をしている自治体もあるわけでありますけれども、いずれにしろ今の日本の状況は、金が全然ないのかといえば、大企業のもとには金がどんどんとふえているという実態があります。

トヨタ自動車 1 社だけでも、内部留保は13兆円抱えております。日本全体の大企業の内部留保は244兆円、このうちすぐ現金化できるものは52兆円と言われております。財界のシンクタンクも、抱え込まれた資金を一定部分社会に還元して、つまり国民の懐を暖めて、そして消費購買力をつけてもらう、そのことが内需を拡大して最終的には大企業がつくる製品も売れるということで、日本の経済を、内需を中心にして健全な経済発展、成長を図るという意味では、この莫大な内部留保を社会に還元する施策を政府はとらなければ、日本の健全な経済成長はな

いと、財界のシンクタンクが次々とそういう見解を発表している状況があるんです。金は天下の回りものといって、だれかが抱え込んでいたら何の経済効果もありませんが、それが人手に渡って社会にくるくると速く回転すればするほど、その何倍もの経済効果をもたらすということはだれでもが知り得るところであります。

ところが、大企業を中心とした法人税を5%減税するというようなことで、さらに大資産家についても証券優遇税制、本来の税率20%ですけれども、これを10%をさらに延長するということで、大資産家や大企業に対する優遇策をさらに強めるというようなことで、その抱えている内部留保、ため込み金を社会に還元するという方向とは逆行する方向が今の政権のもとでも行われようとしております。これは極めて残念な、私は逆方向だというふうに思うわけであります。

ちなみに、今政府はそういう状況の中で、じゃあ地方の行政は何をやれるのかということであります。いろんな工夫が今までもされてきました。地域の経済を活性化させるために、みんなの助け合いや協働も含めて、地域マネーをやったらどうだとかいうことで実験的にやられた町もありますけれども、地域は地域の経済を何らかの形で活性化させる、それはできないことではない。

その一つの方法が住宅リフォーム制度ということで、全国に広がっていることは御承知のとおりであります。愛知県内でも、ようやく蒲郡に次いでお隣の江南市も3月議会で補正予算を組んで、限度額20万円でしたか、20%の住宅リフォームの補助をするというふうに決められたようでありますが、これは障害者、あるいは介護保険、高齢者、こういう皆さんに対するいわゆる住宅の改善のための補助制度が既にあるわけでありますけれども、耐震住宅補強工事も含めて、経済効果といえばそれは微々たるもので、とりわけ耐震補強工事についてはあまり住民の皆さんが選択をしていただけないというような状況があります。

例えば、下水道の接続なども含めて、これらの住宅に対するさまざまな助成制度を組み合わせながら、さらに積極的に住宅リフォームをやっていただけるようなことを促進することによって、建築関連、水道関連、ガラス屋さん、畳屋さん、オーダーメードのカーテンなども対象にしている自治体もありますから、そういう関連などなどを含めますと、自営業、中小企業、こういうところの皆さんに対する経済効果は非常に大きいと。地域経済を興していく上で大きな影響があるというようなことではないかと私は思っておりますけれども、国のそうしたことと大口町のでき得ることなどについての御所見を伺いたいと思います。

副議長(木野春徳君) 町長。

町長(森 進君) 我が国の経済は、輸出関連企業に下支えされ、やや回復基調にあるとの 報告がされていますが、輸出できる天然資源をほとんど持たない我が国は、今後、農林水産業 の再生や、福祉サービスなどの内需を中心とする安定した経済運営を目指さざるを得ないので はないかと思っております。

北アフリカの政情不安が、あっという間にほかの地域へも広がりを見せたり、これまで食料や天然資源の輸出国であった国が消費国に転ずることで、安価で安定した資源の確保が次第に難しくなると想定されるなど、日々刻々と世界情勢の変化を続けています。いつ何時、我が国経済、国民生活の根幹が打撃を受けるやもしれません。

地方分権時代においては、国、県、基礎的自治体は同格と位置づけられておりますが、施策 的にはやはりそれぞれに見合うスケールがあろうかとは思います。

本町においては、まず住民福祉の継続を担保するための財源として、経常経費を抑制と先送 りすることなく、利用者負担の見直し、さらに1次産業から3次産業まで、町民の皆様方がよ り幅広い分野で就労できるような施策に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、歴史に学べば、産業の衰退した国は次第に勢力を失ってまいります。したがって、我が町の特徴を生かし、農工業に加え福祉事業もサービス産業ととらえ、元 気な生産活動の推進を、身の丈に合った施策で検討し実施してまいりたいと思っております。

なお、議員さんから御提案のありました住宅リフォーム助成については、大口町の場合、施工業者及び付随する業者が限られているということから、現段階において取り組むことは特に考えてはおりません。

(2番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 次に行きますが、地方自治についてのさまざまな動向と合併問題について伺います。

名古屋市長の河村さんは、議員はボランティアでいいんだと。福祉は地域委員会というところに任せてしまえばいいというふうに持論を述べられておられます。さらに、中京都構想から道州制の導入と、こういうことは大村知事もともに言っているわけでありますけれども、地方自治の本旨はどこにあるのかという場合に、町長が言われたように、県も市町村もそれぞれ同等であって、地方自治そのものが、戦後65年たちますけれども、これは住民が民主主義を体験していく一つの学校だというふうにも言われております。御承知のように、新憲法ができるまではすべての権力は天皇にあるという憲法でありましたから、県知事も中央政府、いわゆる天皇が指名をして、みずから選択をするという余地はなかった時代であります。

そういう意味では、本当に自分たちの責任者、町長や市長を自分たちが直接選挙で選ぶ、またその町長の独断専行を許さないためにチェック・アンド・バランスという役割を、直接議員を選んでやってもらうという二元代表制が地方自治の一つの大きなシステムとして機能してき

たわけでありますけれども、議員はボランティアでいいんだと。そして定数も思い切って減らせばいいと。自分の言うことを聞く議員が過半数になればいいといって名古屋市議選は行われたわけであります。そういう意味で、二元代表制を否定するようなこういう動きというのは、地方自治を預かる者として非常に注意深く見守りながら、適切に私は物を言うべき場があれば物を言っていかなければ、地方自治体がみずからの首を絞めて地方自治を破壊する方向に向かってしまうのではないかということも懸念をしております。

大口町で、議員定数を削減せよというような声も少なからずあろうかと思いますけれども、しかし議員定数を削減せずにこれた、これは大口町議会が一定程度住民の皆さんから、チェック・アンド・バランスの役割を議会が担ってくれているという一つの信頼のあらわれではないのかなあというふうに、誇りにも思っているところでありますけれども、そういう意味で大口町は、合併などに走るのではなくて、小さな町ではあるけれどもキラリと光る住民自治のまち、協働のまちとして発展させる方向で今後も町政運営をしていただきたいなあというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

副議長(木野春徳君) 町長。

町長(森 進君) 合併特例のもとで、平成14年から平成16年の間、この地域においても合併についての協議がされたということがございます。その折にも、大口町は都市内分権を提唱いたしました。これは議会や施策立案、法制執務などの管理部門は大きな枠組みで、住民サービス等については身近な地域で担うという考え方であります。

さきの議案質疑でもありましたように、共同で行えば随分経費が抑制できることがわかっています。しかし、複数の自治体が集まれば、首長に議会、そして事務手法がその数だけ存在し、統一することが非常に難しいことから、結果として、そういった取り組みが実現しにくいのが現状だというふうに思っております。

大口町では、NPO活動促進条例や情報公開条例に始まりまして、参加と参画のまちづくりを推進し、まちづくり基本条例の制定で我が町の住民自治は次のステージへと進みました。今、各地区の皆さんがこの秋の取りまとめを目指して、まちづくりのあり方について熱心に論議いただいております。私は自己決定、自己責任、自主自立の大口町を目指すという大きなまちづくり方針を受け継いでおり、皆様方と議論しながら、そういった地域づくりが形になってきた暁には次のステージとして市町の合併に向けた町民の皆様方との合意形成づくりがあるのではないかというふうに考えております。

なお、現在、地域政党がクローズアップされております。最近では、国政にまで候補者を送り出す動きがありますが、それはこれまでの既成政党と何が違うのか、今のところ理解ができておりません。また、議会は私ども執行部とともに住民福祉の増進に取り組むパートナーであ

り、その施策のチェック機関としての責任は重大であります。したがって、利害を超えて真に 議論する二元代表制が保持されるべきであり、ボランティア活動の範疇にあるとは考えており ません。

(2番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 町長は、小学校区ごとに年1回懇談会を開くということに一歩踏み出しておられるのは、非常に大きな前進だというふうに思っております。

しかし、非常に仕事が多くて大変だろうというふうに思いますけれども、職員の皆さん自身がそれぞれの専門分野の立場から住民の中に入っていくという機会はまだまだ少ないなあということで、その実態をよく知っていただくためにも、住民の皆さんに積極的に啓蒙して、こんなことが知りたい、あんなことが知りたいというような懇談会、そういうものに要請があれば積極的に職員が直接伺って住民の皆さんとの対話をすることが私は大事ではないのかなあというふうに思います。とりわけ高齢者の皆さんのひとり住まいとか、あるいは中小業者、自営業者の皆さんのグループだとか、あるいは子育て中の皆さんだとか、いろんな皆さんがいろんなグループを形成しながらいろんな悩みや夢や、あるいは協力などいろいろとやっておられますけれども、しかしその全体をきちんとつかんでいくことが大事だというふうに思います。とりわけ中小企業、自営業者の皆さんがどんな状態なのかということはきちんとつかむ必要があろうというふうに思いますし、農業経営をやっておられる皆さんの実態等ももっともっと正確に把握をしていかなければ、適切な行政として対応ができていかないのじゃないかなあというふうな心配もしているところであります。

議会でいえば、まちづくり条例等当局がつくって、議会基本条例については議会の主体性でやるべきだということから、そこに遠慮して触れなかったわけですけれども、そのことについて、1年間かけてその制定に向けてやるんだということで、いつ成立するのか、報告がありませんのでわかりませんけれども、自分たちの任期内には成立をさせて、来期からの議員さんは、それに基づいて積極的に住民の中に入り議会報告等もやるような構えを見せないと、一体議会は何をやっておるんだというような御批判を招く状況があるのではないかなあということも心配しているところであります。

そういう意味では、議会改革も休日あるいは夜間、そういうところで積極的に議会をやって、 平日では議会を傍聴できないような皆さんに傍聴の機会を与えるとか、あるいは各地域でもっ と小まめにグループを組んで、地域に対して議会報告会を開くというようなことをやらなけれ ば、議員はもっと減らせとか、あるいは報酬は少なくていいんだとか、働きながらやる議員だ けでいいから、ボランティア化すればいいというようなことが、河村市長の言うようなことが、 一定有権者の中に響いていってしまうことになるのではないかなあということで懸念をしておりますけれども、この議会基本条例、私が質問するのはおかしいですけど、もう今期中に成立をさせて、来期からというような歩みなんだろうと思いますが、そこら辺も含めて町長の所見を伺っておきたいなあと思います。

副議長(木野春徳君) 町長。

町長(森 進君) 住民参加につきましては、先ほど申し述べましたとおりであります。また、議会改革について、少しお話をさせていただきます。

大口町におきましては、平成21年6月に、御承知のようにまちづくり基本条例として制定をしており、現在、議会においては特別委員会を設置して議会基本条例についての検討を重ねておみえになり、その中ではまちづくり基本条例の理念を取り込み、ともに行政の推進に御尽力いただければと思っております。そして、議員の皆様方みずからが検討し、ルール化するのは大変難しいことだとは思いますが、だからこそこの取り組みには価値があると考えており、そこに大きな期待を寄せているところであります。

昨今の行政を取り巻く環境は、非常に厳しいものがあります。さりとて、それが本当に行政 に対する正しい評価なのかといえば、常に部分的な問題等がクローズアップされ、さも全体が いけないかのような風潮になっているのではないかと、私はいささか疑問を感じております。

そういった意味では、まちづくり基本条例に示す地域懇談会及び出前講座は大変重要な役割を担っております。町民の皆様方に、執行部と議会の施策議論の状況をお知らせし、ふだんから町民、議会と私どもで施策協議をすることで次第に町民と行政の距離が縮まり、その結果として行政が誤解を受けることが少なくなると信じておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

(2番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 農地の不法転用とその保全の問題について、中小業者の問題は先言って しまいましたけど、若干伺います。

米が1俵7,000円台というような御答弁もありましたように、今、大変な事態であります。 私が子供のころは、新潟で1俵3,000円だった。私が子供のころですから55年ぐらい前。それが今わずかに7,000円ですから、この経済成長の発展度合いから見て、ひどい状況だというふうに思います。

質問でも申し述べましたけれども、20ヘクタール、あるいは30ヘクタール、40ヘクタールというような大規模の米作をやっている農家の皆さんでも、1俵1万6,000円程度ないと農機具等の借金を返していきながら経営していくということは非常に難しいんだというふうに言われ

ておりますけれども、そういう状況を割り込んで、さらにひどい状況が続いております。

大口町でもオペレーターの後継者をつくらないとという心配があるわけでありますけれども、そういう後継者をつくっていくためにも、この状況を何とか打開しなければならないというふうに思います。政府における戸別所得補償、そういう施策もあるのかというふうに思いますけれども、その実態はどのようなことなのか私さっぱりわかりませんが、それに加えて町としても具体的に大口町の田んぼを保全するために何らかの援助策を講じなければ、オペレーターの存続もだんだん危うくなるんじゃないかなというふうに心配がされるところですが、いかようにお思いでしょうか。

それから、豊田で農地の不法転用があるんだと。農業委員会にもかかっていて、ある農業委員さんも、それはまかりならんと。やり得というようなことを見逃すような農業委員会でいいのかというような厳しい意見を述べているけれども、一向にそのことについての真摯な対応が見出せないでいると。これではいけないんじゃないかと。本当にあれだけの莫大な税金を投じてつくった農業振興地域、今大きな倉庫などがどんどん建つことについても、これでいいのかというような疑問の声が上がっているときでありますけれども、しかしそれはそれとして、農地の転用のきちんとした手続をとって、産業育成という観点からそれは認められているんでありましょうけれども、まともな農地転用の理由もないものについて、まあそれはしようがないというようなことで済ませてしまうような姿勢が、どうしてもこれは見逃してはならないんじゃないかという声も寄せられているところであります。いかがでしょうか。

副議長(木野春徳君) 建設部長。

建設部長(野田 透君) 田中議員から、農業経営のことについて御質問をいただきました。 専業農家の方でも、米の単価が非常に安くてなかなか経営が難しいということでございます。 国の方でもいろいろな施策を考えておりまして、大口町でも専業農家の方、また認定農家の方、 そういった方と相談をしながら情報収集に努め、使える制度につきましてはそういったものに 乗っかっていただいて、農業経営の安定を図れるような形に努めてまいっております。

また、町独自でも農業塾、それから農業地域人材育成事業、農力造進事業等を展開しまして、 新規農業者、農業後継者の育つきっかけになればということで展開をしてまいりたいというふ うに考えております。

それから、無断転用等についての農業委員会でのいろいろな議論があるわけですが、今の段階では、農業委員会の方での議論がいろいろされておりまして、こういった無断転用については違反転用是正マニュアルというものがございまして、そういったものに基づいて県に事案を上げていくというようなことを、個別案件ではありますがそういったことを今やっていただいております。

大口町として、それをどうしていくんだというようなことでございますが、転用につきましては、ある面大口町の発展も伴うようなものもごさいます。そういったことで、なかなか転用を食いとめるというようなところまではできませんが、農業経営の安定があればそういった転用は少なくなるだろうというようなことで、認定農業者の方についても高齢化が非常に進んでおります。高齢化についてはとめることができません。農業力不足、後継者不足を何とかする対策を講じていかなくてはならないというふうに考えておりまして、先ほども申し上げましたように、いろいろな施策を研究しながら、今の専業農家の方、それから認定農業者の方とともにそういった農業経営の安定に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 不法転用、しようがないから追認していくということに終始するような姿勢だと、町当局がそんなふうに住民の皆さんから見られてしまっては、行政の信用を失墜するわけであります。不法転用は不法転用で、きちんとそれは原状回復させるとかいうような毅然とした態度を、法に基づいてきちんととるということを求めておきたいというふうに思います。

中小企業の問題で先ほど言い忘れましたけれども、日本全体でいいましても中小企業で働く 労働者が7割以上、大企業で働く労働者の方が少ないんですね。だから、そういう視点でも中 小企業というのは大事なんです。

ところが、大企業の組織された労働組合、こういうところは、みずからの正社員の労働条件だけに狂奔してきた、最近は。そういう意味で、中小企業で働く労働者の皆さんとの賃金の格差は非常に大きなものがあります。そして、組織化された労働者はごく少数で、大部分が労働組合を持たないような未組織の労働者がどんどんとふえているという状況の中で、中小企業の経営者とともに中小企業で働く労働者の処遇、その状況、これらを改善していかなければ、日本のいわゆる国民全体の消費購買力も少なければ生活の向上もあり得ないという状況なんですが、日本は本当にひどい状況です。

ヨーロッパを見てみますと、政府と企業経営者の連合体と、それからいろんなナショナルセンターが労働組合はありますけれども、それが共同して3者の代表機関によってそれぞれの職種を細かく分けて最低の労働条件というものを、協定を最終的には結ぶんです。その際に、いわゆる企業側の意見等が余りにも乖離していると、労働組合が実力行使、ストライキなどを提起するわけですね。ヨーロッパ等は全員が労働組合員じゃないんです。労働組合員というのは活動家なんですね。しかし、その労働組合員の活動家集団が、もうこれ以上譲歩できないとい

うことでストライキを提起すると、組合に入っていない労働者の皆さんも、商店主も中小企業 も、全部がそのストライキに合流していくんです。その上で、そういうことを背景にしながら、 3者の労働条件についての協定が結ばれていって、その協定の内容については組合員、非組合 員の差なくすべての国民にそれが適用されるということなんです。ですから、例えばホテルで 働くボーイさんの処遇だとか、事細かに職種ごとに最低労働条件というのが協定で結ばれてい るんです。

そういう状況の中で、かつては経済的にも大変だったイタリアなどでも、普通の労働者でも夏のバカンスは自分の別荘で過ごすと。自分だけで別荘を持てなくても友達同士とか兄弟同士で持って、2週間、3週間のバカンスを楽しむ人が、かなりの割合でそういう労働者がおるというような状況です。日本はそれに比べたら、一般の公務員ですとか教職員の人で、長く勤めて退職金を2,000万とか1,500万とかもらえる人は、1,000万円ぐらいの安いリゾート地にそういうものを買って楽しむというようなこともよく日本でも聞くようにはなりましたけれども、しかしヨーロッパ等と比べると、全体的に労働者の生活状況というのは大変なことは町長も御承知のとおりであります。

そういう意味で、中小企業の内容についてその実態をよく承知していただいて、地元の中小企業を大事に守り育てていくという視点も私は大事だなあというふうに常々感じております。 そういう意味では、長く続く不況下で中小企業の経営も大変困難な状況が長く続いておりますけれども、そういう実態等もきちんと把握をしていただきながら、例えば中小企業憲章をつくって、大口町は中小企業を大事にする町ですというようなのろしといいますか、宣言でもするというようなことだけでも、私は中小企業に対してバックアップすることにつながっていくのではないかなあというような気がしますし、中小企業憲章をしている町だから、もっと中小企業対策についてきめ細かな視点を持って対応していこうというような、役場職員の皆さんの意気込みも変わってくるのではないかなあという気もいたしますけれども、そのことについての御所見も伺っておきたいと思います。

副議長(木野春徳君) 副町長。

副町長(大森 滋君) それでは、当面する大口町のまちづくりのあり方の中の中小企業対策 について、私の方からお答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

リーマンショックを端にしました世界的な景気悪化に対するため、大口町におきましては、 これまでも緊急の金融対策を講じてきたところであります。

今年度につきましては、一部の経済指標に持ち直しの動きがあるものの、その水準は低く、 特に中小業者の資金繰りは円高などの先行き不安から依然厳しいものがあるかと、こんなふう に考えております。 こうした中、町ではこれまで緊急金融対策として実施をしてきました緊急保証制度と商工業振興資金の各助成制度を、本来であれば今年度で終了するという予定でありましたけれども、引き続き延長するとともに、さらに助成対象者の枠を広げ、商工会で経営指導を受け日本政策金融公庫の経営改善貸し付けを受けた中小業者に対しまして、融資利子を助成する新たな制度を平成23年度の予算で盛り込んでおります。

こういった中で、国においては昨年6月に、中小企業憲章が閣議決定をされておりますけれども、この憲章につきましては、中小企業政策の基本的な考え方が示されたものであるということは認識をしておりますけれども、町といたしましても同じ認識のもと、町としてできる精いっぱいの独自支援策を打ち出し、その維持・継続に努めておりますので、ここで改めて憲章の制定をということではなく、これまで同様のスタンスで取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど、中小企業の実態を把握してということで御質問いただきましたけれども、大口町の商工会では、町内中小企業者の経営基盤の安定を図るため、地域懇談会を初めとする経営強化事業や、創業経営塾を初めとする雇用促進事業などいろいるな支援事業を行っておりますけれども、町といたしましても、このような厳しい経営状況のもとで商工会との連携をさらに密にし、地区懇談会等へも町として参加をいたしまして経営実態等の情報を直接把握、共有する中で、ともに町内の中小企業者の支援に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 大口町の商工会に大手の企業がなかなか入ってくれないで、入ってもらえたらなあという期待の声は長くあるわけですね。そういうことも、商工会をバックアップすることは大切でありますから、機会があれば大企業に対しても何らかの形で、地域経済にも貢献する意味からも商工会等への参入を促していくべきだというふうに思います。

次に、その他の課題に入りますが、男女平等の問題と保育園の新システムの問題、あるいは女性の就労の問題等について伺います。

まだ日本では本当の意味での男女平等は課題が山積をしていて、国連等からも女性差別撤廃 条約に基づいて、余りにもおくれているよというような指摘を再三受けているということは、 以前の議会でも指摘をしたとおりであります。

男女共同参画事業、こういうことがかなり叫ばれて、お隣の江南市さんでも市役所の横に大きな看板を掲げて宣言をしましたよというようなPRもされているところでありますけれども、言葉は悪いですけれども、あの市長さん、本当の意味で男女共同参画の意味を知っているのか

どうか知らんけれども、宣言しただけ立派だと。多分、あんまり中身は知らんだろうと、こういう話でありますけれども、しかしそういう宣言をやること自体が自治体の姿勢を示す意味で大事なことだなあというふうに思います。

そんなこともぜひ検討していくべきだろうというふうに思いますけれども、とりわけ女性の 社会進出にとって、保育をいかに公としてバックアップしていくのかということが絶対に欠か せないということは以前にも指摘したとおりでありますけれども、残念ながら、例えば名古屋 市でも次々と保育園が廃止をされる、公立保育園が民間移譲される。一宮でもそうなんですね。 一つもう民間移譲されて、これに何千筆という署名運動が展開されて、二つ目の廃園や民間移 譲ができないでいますけれども、そういう流れ。保育園はお金がかかるし、国からの直接運営 費補助も来なくなったし、それはもう市町村から手を離して、民間に全部任せればいいじゃな いかというような機運が首長さんの中には非常に強くなってきていることを私は懸念しており ます。

その上に、政府は保育園の新システムを打ち出して、保育園にこの人は入れるかどうかのいわゆる判断だけは自治体でやるけれども、どこの保育園に行くのかということは、自分で保育園を探して自分で契約しなさいというようなシステムに変えていこうというふうな動きがあることは御承知のとおりであります。これでは本当の意味で自治体としての、公としての役割が果たせないし、あるいは女性のそうした保育に対する懸念を全面的に解決することにもつながらない。とりわけ東京や、名古屋や、大阪、横浜、こういう大都市では莫大な保育園入所待機者を抱えているわけですね。東京などでは、我が党の提起に基づいて国有地などの利用とかいうようなことで一定の解決している前進面もあるわけでありますけれども、全体として今政府が提起をしている保育新システムで、自治体の責任を後退させて、保護者みずからが保育園を探して契約しなさいよというようなシステムに移行するのは、非常に男女平等という視点からも私は懸念をしているところであります。

同時に、今、離婚もふえております。この離婚がいいのか悪いのかということを論ずるつもりはありませんけれども、社会的な現象の中で離婚率が非常に高い。そういう中で、女性の就労を積極的に促していくことが非常に大事でありますけれども、中には離婚などを契機にして体調を崩されて働くこともできない、まともな働き先が見つからない。一生懸命働くにしても二つの職場を持って一生懸命やっているというような皆さんもおられますけれども、こうした女性の皆さんに対する積極的な就労の場の確保が不可欠であります。

そういう意味では、女性の立場から言うと、そういう相談を役場でやれるような窓口が果たしてあるのかどうなのかということすら承知をされておられません。そういう意味で、それはどういうふうになっているのかということと、今後どういうふうにそうした就労の機会をあっ

せんするといいますか、相談に乗るといいますか、そういうことをやるための役場としての窓口といいますか、担い手といいますか、相談員といいますか、そういうものの確立も時代の流れの中で必要ではないのかなあというふうに感じているところでありますけれども、いかがでしょうか。

副議長(木野春徳君) 副町長。

副町長(大森 滋君) それでは、男女共同参画についてお答えをさせていただきます。

まず大口町では、地方分権型社会に対応するため平成17年度に集中改革プランを策定いたしました。この中で、官民の担うべき役割の検証、民間委託することの意義を再考するという位置づけをさせていただきました。これは事務事業及び行政サービスの前提となっていた人口構造や社会活動が変化したため、官民で担うべき役割を検証し、限られた行政資源を有効に活用することで簡素で効率的な継続可能な社会を目指したものであり、その後、目標に向かってそれぞれの分野で努力を重ねてきております。

そういった中で、保育のあり方も以前とは変わってきておりまして、公設公営が最善という 概念を一度捨てて、幅広い運営方法を模索しなければ時代の変化に対応していくことが厳しい 状況にあるのではないかということであります。

このため、新たに今年度より福祉こども課職員及び保育長、園長を構成メンバーとした勉強会をつくりまして、行政が担うべき子育て支援の本質を探るとともに、現状の保育園の課題抽出と解決策について検討を重ねてきております。働く女性が家庭と職業の両立を可能とする保育サービスの提供や、施設の充実を図るべく、公設民営や、あるいは民営化などの運営方法についても幅広く先進事例の研究や視察を実施し、協議を進めております。

一方、先ほど田中議員からも言われましたように、国政に目を移しますと、保育の新システムが政府案として検討されており、さらにそういった内容がワーキングチームや関係機関の協議によって詳細に示されているところであります。

本町といたしましては、その動向を見守りつつも、よりよい保育環境の整備を目指して、時期を逸することなく課題解決に努力していきたいと、そんなふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、女性の就労支援につきましては、現在、社会福祉協議会において月1回、県の母子自立支援員による相談を実施しており、その支援員の方と常に連携をとりながら、就業に向けた訓練のあっせんや資格取得のための受講費用の給付制度の紹介などを行っておるということであります。現在、町内で3人の方が利用されているということであります。以上であります。

(2番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) ちょっと気がついたことを言いますけれども、女性が、私の知り合いで一宮の職業訓練センターに行って簿記やパソコンを習って、いい仕事についたというような体験談も聞いているところですけれども、あの職業訓練センターも県の施設かな、あれは。県があれ手放すというわけでしょう。一宮市さん、やるんならやってくださいと、やらないなら廃止というようなことですね。若者もそうですけれども、私も何人も若い人に職業訓練センターを紹介したことがあります。 1人の青年は、NC、いわゆるコンピューターつきの旋盤ですね、ヤマザキマザックやオークマがやっている。その技術を身につけて、それで就職することができたというようなこともあるんです。もちろん庭師ですとか、配管ですとか、いろんな職業訓練をしてくれるところですけれども、そういうものを県が手放すよというような動きというのは、本当に許せないというふうに思うんですね。

大口町でも、そういうことで訓練をして就業の機会を確保したということもあるわけですので、そういう動きにも注目をしながら県に対して廃止などするなというような意見を上げていかないといけないということも御指摘をしておきたいと思います。

保育園の問題ですけれども、お隣の江南市さんで民営化しましたね、一つ。それで、1年もしないうちに10人以上ですか、保育士さんがどんどんと待遇の劣悪さなども含めてやめてしまって、もう大変な事態になってしまったと。ですから、いわゆる民営化すると利益を上げてもいいという、今のシステムは。上げた利益を、今はその保育園の運営だけに充てなきゃいかんというのが今まででしたけれども、他の分野の仕事もやっている会社ですと、そういうところに回してもいいというようなことになっておりますので、本当にひどいんです。つまり、株式会社が農業にも進出するけれども、福祉の分野、こういうところにも進出をして、利益を上げて株式配当ももらいますよというような中に、いわゆる市場原理の中に福祉や医療までほうり込むというこの流れは非常に危険だというふうに思います。江南でも大混乱を来して、保護者から物すごいブーイングでした。

そういう危険があるということを十分に研究をしていただきたいというふうに思います。私ども日本共産党も、全部公立保育園でなければならないということじゃなくて、今までのシステムの中であれば、民間の認可保育園、きちんとした基準で守られた民間の保育園がありますね。そういう保育園などについても、例えば公の保育園がやれてこなかった産休明け保育とか、そういうことについて積極的にやっている民間認可保育園もありますので、そういうところをお互いに支援しながら育成してきたというようなことも、我々もあるわけでありますから、民間がすべていかんとは言いませんけれども、しかし安上がりな人件費で利益を上げて、それを他の分野にも充当してもいいというような物の考え方でこの保育園の行政を考えていくとすれ

ば、これは大きな過ちを犯すのではないかというふうに思っているところであります。

次に、子育て支援や少子化対策に関連して伺いますが、国民健康保険、質疑の中でも言いましたけれども、オギャーと子供さんが1人生まれると均等割がふえてしまう。これはいかがなものかということですね。子ども手当を増額するだとか、いろんなこともありますけれども、しかし子供を産むことによって問答無用で税金をかけるというようなことは、これは国全体も見直していくように進言をしていかなくちゃいけないんだろうというふうに思いますが、一宮では、均等割18歳未満を3割軽減しましたけれども、もっとこれを引き下げるために一宮の共産党市議団は奮闘すると言っておりますけれども、これはいかようにとられますか。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) ただいま国保の18歳未満の均等割の軽減ということでいただい ておりますけれども、お子さんに対します国保税の均等割の減額でありますが、国保は各個人 が被保険者であり、被用者保険とは違い扶養という考え方はございません。そのため、お子さ んであっても加入者数に応じた均等割が課税される制度となっています。

少子化社会の子育で支援対策といたしましては、町では子ども医療制度で中学校卒業までの 医療費を無料化しております。さらには、給食費の負担減額なども行っており、町全体として 子育で支援策を考えております。こういった中で、国民健康保険税の中での減額は現在のとこ ろ考えておりません。以上です。

(2番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 部長さんや課長さんではそういう答弁になってしまって、これは一宮でも一宮市長さんが、トップが判断をした政策的な制度ですね。そういうことですから、町長さんや副町長さん、よく考えていただけたらなあというふうに御要望申し上げておきます。

就学援助制度については、大口町は母子家庭の皆さん、特別児童扶養手当を支給されている皆さんに限定しているというシステムをずうっと続けてこられたわけでありますけれども、しかし今この大不況が長く続く中で、そういう状況でない、御夫婦で子供さんを育てているという一般家庭の中にも非常に大きな所得の減少があります。派遣切りとか、あるいは退職を余儀なくされるとか、いろんなことで我々の周辺にも大変な御家庭があらわれるわけです。そういう中で、生活保護基準以下の所得で生活を余儀なくされるという皆さんや、そのボーダーラインの生活を余儀なくされるというような皆さんもおられます。

そういう意味では、母子家庭や父子家庭だけに限定せず、所得に応じて就学援助制度の基準 を明確にして支給するというシステムが公平ではないのかなというふうに思います。既にこの 地方でも、津島や弥富市などを中心としたところはこういう制度を長く続けていますし、生活 保護基準の1.2倍、あるいは1.3倍、そういう皆さんをすべて対象にするというようなことで、例えば私の生まれ故郷の新潟市などもそういうシステムをとっておりまして、私の妹なども、それはもう対象になるからと言って、子供が小さいころ支給を受けていたようでありますけれども、そういうことも私はきちんと考えて、所得を明確にしながらそういうバックアップをしていく必要があるんじゃないかなあというふうに思います。

余談になるかもわかりませんけれども、有能で勉強する意欲があっても、お父さんが月収30万円、手取り二十二、三万、我々町会議員と一緒ぐらいですけれども、そのぐらいですと子供を2人、3人と大学に上げる力はないんです。で、どうするかといいますと、自宅から通学する場合ですと4万か5万円の奨学金、自宅を離れてアパートなど借りてやる場合には10万円の奨学金が得られます。月に10万円、年間に120万、4年間で480万円の、卒業と同時に借金を背負わされる。その上に、まともな就職先がない。アルバイト、また多重債務に陥っていくという物すごい悪循環が若者をめぐってもあるのが今の現況です。

そういう意味で、さまざまな角度から若い人たちをきちんと補完していくようなシステムが今、私に言わせれば大破壊されているというふうに思います。我々の学生時代は、どういう運動をやったかといいますと、教職員住宅というのがありました。貧乏な学生が寮に入れなくて、あんた方が、所得を得ている人間がそういうところに入って低家賃で優遇されているのはおかしいと言って、我々の先輩はそれを学生寮として開放させました。別に共産党でも何でもないんですよ。自分たちの境遇とあなた方教員の境遇は、余りにもひどいじゃないかと。それは逆じゃないかと。寮というのは貧乏な学生に開放すべきであって、あんたたちは給料をもらっているんだからもっと違う方法で住みなさいというようなことを実現した時代もありましたし、私のおやじの給料が10万円ぐらいのときに、私の大学の授業料は、前年までもっと安かったんですけど、月に1,000円でした。年間1万2,000円。家から3,000円か5,000円ぐらいの仕送りをもらって、自分で家庭教師をやると3,000円ぐらいもらえて、奨学金3,000円ぐらいもらえると優に1ヵ月3,000円で3食付の寮に住めて、教科書もきちんと買って、まともな学生生活ができた。

今、手取りが20万か30万のお子さんが大学に行こうと思うと、我々の時代から比べるととて つもない、国立大学でも70万、80万という年間を通してのお金が要るそうですね。その上に授 業料も大変高いというようなことで、とても憲法で保障されている教育の機会均等などという 状況ではないというようなことも一つ御認識をしていただいて、そういう若者を見るにつけて、 社本育英基金がありまして、優秀な卒業生に対して5万円の一時金が支払われておりますけれ ども、しかしもっと別の形で勉強意欲にあふれて能力のある若者の教育の機会の確保、こうし たことについてももっと何か配慮していくことがないのかなあということを長く気持ちに抱い てきたところであります。ぜひそんなことも心にとめていただきたいなあというふうに思います。

就学援助制度について、いかがでしょうか。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 就学援助に所得制限をということでございますが、関連がございまして、私の方から説明をさせていただきます。

まず就学援助制度につきましては、大口町就学援助費事務取扱要綱に基づき援助者を認定し、支援しているところでございます。現在、申請理由の大半は、先ほど言われましたように、児童扶養手当の支給を受けてみえる方がほとんどでございますけれども、市町村民税が非課税、または減免、個人事業税または固定資産税が減免、個人年金の保険料の減免、国民健康保険税が減免もしくは納期限が延長された等の措置を受けた者(保護者)を対象としているところであります。またそのほかに、職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方、経済的に困窮しており生活状況が悪いと認められる方を対象としています。このような家庭に対しましては、給食費、学年費等の納付状況などをもとに学校との協議を経る中で、保護者との聞き取りを実施し援助した事案もあるとのことでございます。

就学援助のための所得基準を設けて援助してはとのことですが、学校との連携、広報による 就学援助制度の周知を通じて、今後ともそれぞれの事情に応じた援助を実施してまいりたいと 考えています。以上です。

(2番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) もっと運動などを私どももしていかなくちゃいけないのかなあというふうに思います。

最後に、高齢化に伴う施策の問題であります。

既に町の方も積極的な予算を組まれて、痴呆性老人を収容するグループホーム、小規模多機能施設、こういうことをバックアップする予算なども計上しておられることについては敬意を表したいというふうに思います。ぜひこれについては、大口町に誘致をした特別養護老人ホームの選考委員会という名前でしたか、そこにも私参画をさせていただいて、当時の委員長は近藤芳弘議員だったと思いますけれども、慎重に選定をさせていただいたことを記憶しているところであります。

ぜひ地域をよく知り、でき得れば地域内の関連の皆さんがこれらの事業を引き受けていただいて、行政はもちろん住民の皆さんとも親しく交流ができるような施設誘致を図っていただきたいなあというふうに思います。

そうした地域力を持つ施設ですと、住民の皆さんもさまざまな形でその施設運営に協力をしていくということが大きく開けます。私なんかも、私は歌が下手なんですが、一番苦手なんですけど、グループを組んで歌を歌って、大口町内とか町外の施設を時々行くんですが、一番程度が低くて文化水準が低いような歌を歌って申しわけないなあと思うんですけれども、聞きますとすばらしい能力を持った人たちがいろいろと慰問に行っておられますね。そういうところで多くの住民の協力を得て、そういう慰問などを受けている施設はやっぱりそれなりの能力や地域力を持っている施設ですね。

そういう意味では、ぜひそういう御配慮も選考基準の中に入れながら適切な施設誘致を図っていただきたいというふうに思いますけれども、本会議質疑の中でもお伺いしましたけれども、要支援の判定の皆さんを介護保険から外すんだという今動きがありますけれども、これは本当に我々市町村にとっても厄介な話で、市町村が、それは介護保険から外すから勝手に総合事業としてやりなさいということになりますと、行政間で要支援者の皆さんに対するサービスの格差や、そういうものが生じてくることになります。そういう意味では、引き続きこの要支援の判定を受けた皆さんも介護保険の対象からは外さないという立場で、きちんとやってほしいということを政府に対してもきちんと意見を言っていくことが必要ではないのかなあというふうに思います。ちょっとそれだけ先に。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 要支援者の介護給付から地域支援事業への移行、そういった部分について、まず先にお話をさせていただきたいと思います。

まず要支援者は、介護保険の給付から外れるという情報があります。新たなサービス提供に対する財源の問題と、要支援者に対するサービス量の低下、こういった部分については私どもも心配をしておるところでございます。

今後につきましては、介護保険制度の改正内容の情報収集に努めるとともに、現実、ことしの6月になってくるかと思いますけれども、介護保険事業計画を平成23年度で新たなものを策定していく中で、大体国の方からはそういった大まかなものは示されてまいります。そういう中で、町として現状の実情とか、そういったものは機会があるごとに伝えて訴えていきたいと現在のところ考えております。

そしてもう一点の、認知症高齢者、グループホームにつきましては、現在、住民の皆さんに認知症を正しく理解してもらい地域で認知症高齢者を支えてもらえるように、認知症サポーターの養成に努めておるところでございますけれども、今おっしゃられました23年度に1ユニット9人定員のグループホームと10人定員の認知症デイサービスの一体的な整備を行っていくということで予算計上もさせていただいております。そして、その事業者の選考委員につきまし

ては、町としましては現在ありますグループホーム「じゃがいも」を募集するときには選考委員会というものを置いて進めてまいりました。そういった中で、いろんな保健、福祉、介護、そういった分野の方をお招きする中で選考をしていく形をとっていきたいと現在のところ考えております。

それから、そういった選考がされた後につきましては、新しく運営を行っていただく事業所が決まりましたら、情報交換等そういったことは密にしながら連携をとって早期にできるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

(2番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 地域包括支援センターがハートフルに行ってしまったら何にも見えなくなっちゃって、地域包括支援センターはどんな活動をしているのかなというのが目に見えなくなった。私の目からですよ。非常に何か不安と寂しさを覚えるんですね。何でも見えるところにないといかんような気がするんですけどね。

そういう意味では、ここに行けば、あるいはここでお年寄りや介護者の皆さんの相談に積極的に乗って、いい活動をやっているなあと。あの人の顔もこの人の顔も、またあの人の顔も地域包括支援センターの職員の皆さんの顔だなあというところがわかるんですけれども、あそこに閉じこもってしまうと全然見えないんですよ。職員さんがどういう顔をしているのかもわからなくなった。そういう意味では、そういうことも含めて、地域によく開かれた介護スタッフ、介護のシステムがあるんだということにも心がけていただかないと、何か寂しい気がするんですね。

最後に、地域の見守りシステムです。

これは今、地域行政のあり方で、区のあり方の見直し等もいろいろと検討するんだということで言われてまいりましたけれども、一つの住民の自治組織である区の単位が、住民同士の見守り合い、こういうものになっているというふうに思うんですけれども、しかしそれが十分機能している面と機能していない面といろいろとあるんですけれども、そういう地域の見守り組織を育成していく、発展させていく。それは区行政のあり方についての改革も伴うものでありましょうし、あるいはボランティア的なグループの育成を図りながら、そうしたものを発展させるというような多角的な視点からそういうものはやっていかなければならないんだろうなあというふうには思いますけれども、例えば、先日さつきケ丘の総会、私所用で欠席しましたけれども、町長さんに来ていただいて、見ていただいたように約300世帯近く、その中にはマンションやアパートもありますので持ち家の方はもう少し低いんですが、年に1回の総会にはこぞって参加をされるわけですね。いつも130人かそこら参加をされるんです。たった1時間か

1時間半ですけれども、そこで1年間の活動報告を受け、会計の決算報告を受け、新年度の事業計画が発表され、そして新しい区長さんや役員の体制が決まっていくと。部長さんなどを含めると、部長級以上の役員さんも相当おられて、組長さんも二十何人おられるということで、組長会議をやると、30人以上の地域の代表の皆さんが集まって、最低月1回ぐらいは組長会議をやるというようなことで、非常に住民自治組織としては洗練をされて、充実して、その上に規約もきちんと持っておるんです。

規約をつくったのは、私も参加しましたけれども、当時の垣田の自治会の規約を参考にさせてもらってつくったんです。実は町内で最も民主的な、自治的な区の規約を持っていたのは垣田なんですね。垣田は非常に昔団結力があって、非常にまとまった地域でありましたけれども、今さまざまな困難を抱えておりますけれども、しかしそういうことも含めて住民同士が協力し合う、あるいは高齢化に伴うさまざまな困難を抱えるというような御家庭もふえてきている中で、さまざまな角度から見守り組織としての地域自治の発展をきちんと促すようなことも非常に大事な時代になってきているなあというふうに思います。

そういう意味で、その意気込み等についてお伺いをしておきたいと思います。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 地域での見守りにつきましては、今年度から単身高齢者及び高齢者世帯について地域見守り事業を開始したところでございます。

この事業につきましては、今後も事業を継続する中で地域の皆さんと無理なく自然に、本当に皆さんが見守りができるような体制ができればというところを現在思っております。そして、高齢者の皆さんが地域で安心で安全に暮らしていただけることを目指して、今後も地域の皆さんと協力しながら取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

(2番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) ありがとうございました。

東北関東の大震災直後の議会でありまして、非常に心が痛む思いで質問させていただきました。こういう惨禍が我が大口町にないように、また直撃されたときには危機管理をきちんとしていただいて、適切な対応をしていただけるようなまちづくりを進めていただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長(木野春徳君) 会議の途中ですが、11時05分まで休憩といたします。

(午前10時55分)

副議長(木野春徳君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

柘植満君

副議長(木野春徳君) 続いて、柘植満議員。

3番(柘植 満君) 3番議席、柘植満でございます。

議長の御指名をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに、このたびの東北地方、そして関東地方の太平洋沖大地震に対しましては心からお見 舞いを申し上げたいと思います。

では初めに、高齢者の運転免許証自主返納事業についてお尋ねをさせていただきます。

近年、交通事故の中でも高齢者の事故が全国的にふえております。運転者が65歳以上の事故は、この10年間で1.87倍と2倍近くにふえており、また75歳以上は2.75倍と3倍近くまで増加しております。この背景には、運転免許証の保有者に占める高齢者の割合の増加がございます。近年の運転免許証の保有者数約8,050万人に占める65歳以上の割合は14.7%、これは10年前の1.86倍、そして75歳以上では2.72倍と、ほぼ事故件数の伸びと一致しているという状況でございます。

そこでお尋ねをさせていただきますが、本町での高齢者の運転免許の保有率、そして交通事 故件数の状況等についてお尋ねをいたします。

副議長(木野春徳君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 柘植議員の方から、本町での高齢者運転免許の保有率及び交通 事故件数について御質問いただきました。

最初に、大口町の75歳以上の人口で1,723人のうち、免許証を保有している方は563人、保有率にいたしますと32.7%となります。交通事故件数につきましては、平成22年の人身事故の件数が257件となっており、平成21年の279件よりは22件減少しております。人数におきましても、平成22年は320人と、平成21年よりも29人減少している状況であります。しかし、物損事故につきましては51件増加いたしまして999件となっております。

人身事故人数は平成22年中、320人中75歳以上の方は17名でございました。この中で何名の方が運転免許証を保有し加害者となられたかにつきましては、町の方、あるいは江南警察の段階では把握できないのが現状でございます。

(3番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) 愛知県内の21年度中の人身事故は5万976件ということで、死亡者数も 227人というふうになっておりまして、65歳以上の高齢者が107人ということで、全体の47%に 至っているという状況でもございます。

大口町でも75歳以上の事故もふえているという状況ですので、確実に高齢者の方たちの事故 がふえてきているという状況でないかというふうに思います。

それでは次に、管内の警察署における高齢者の運転免許証の自主返納の状況はいかがでしょうか。

副議長(木野春徳君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 江南署管内の運転免許証の返納状況というふうで御質問いただきました。

これにつきましては、江南署管内で取りまとめたものはございません。ということで、愛知 県全体のデータということでお話しさせていただきます。平成22年のデータで、75歳以上の方 は2,058名いらっしゃいました。以上です。

(3番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) 以前、テレビで、たまたまこういう切りかえの時期だったのかなと思いますけれども、高齢者の運転における記憶力、判断力の認知機能検査が報道されておりました。それを見ておりまして、高齢者の方が検査を受けた結果、かなり判断力が鈍っているという方がほとんどでございました。高齢者の事故の特徴、これは交差点の出会い頭での事故、そして右折時の事故が多いというふうに言われております。原因は、安全確認ができていなかったり、前方不注意の割合が多く、いずれも加齢から来る運動能力の衰えによるものと推察されます。

警察庁では、高齢などの理由で身体機能が低下したり、運転免許が不要になった方に1998年から自主返納制度を導入しております。2002年からは道路交通法を改正いたしまして、希望する返納者に対し運転免許証にかわる運転経歴証明書の発行を始めました。全国的には返納を支援するためのさまざまな取り組みが行われておるようでございます。

事例を少し紹介させていただきますと、東京では2007年の自主返納者は1,294人ということでございましたけれども、警視庁が中心となって東京都や企業などが参加したサポート協議会を立ち上げまして、この運転経歴証明書提示者に対して上野動物園など、都や民間の文化施設の特典、または協議会に加盟するデパートの商品の無料配送、こういう特典などを設けた結果でございますけれども、1,294人だった返納者がその翌年には4.5倍の5,822人となったようでございます。また、兵庫県では県警や県サポート協議会が主体になりまして、証明書の提示者に路面バスの料金を半額にする、また温泉施設の入浴料半額、そういうサービスを実施されましたところ、自主返納者が1,279人と前年の約6倍にも達したということでございます。また、宮崎県でもバス、飲食、宿泊料金の割引などを行ったところ、2007年の11.3倍もの自主返納の

申請があったということでございます。

これは大きなところばかりではありませんで、市におきましても会津若松市では運転免許を 自主返納した高齢者への特典サービス事業として、登録していただいたお店とか事業所で、それぞれのサービス、例えば料金割引であったり、宅配、送迎などのサービスが受けられる事業 を進めたということであります。会津若松市の特徴的なのは、市民だけではなくて全国からお 見えになる観光客にも利用できるといった特典もあったようでございます。また、石川県の七 尾市では、七尾警察署、和倉温泉の旅館協同組合などが中心になりまして、和倉温泉の26の旅 館で使える1万円の金券プレゼントをするなど、制度をスタートさせました。自主返納者への 特典、そして優待を実施する地域がさらに広がっているという状況でございます。

このように自治体が積極的に運転免許の自主返納事業を行っておりますけれども、県内各地の状況はいかがですか。それをお知らせください。

副議長(木野春徳君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 愛知県内の自主返納に対する支援についての御質問をいただきました。

現在、県内57自治体中21自治体が何らかの支援策を実施しております。近隣の状況でございますけれども、扶桑町が、75歳以上の方の返納につきましては住基カードの発行を平成22年4月から実施しております。それから、小牧市がやはり75歳以上でございますけれども、住基カードの発行と安全グッズの配付を平成21年12月から実施しているという状況でございます。以上です。

(3番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) それぞれ取り組んでいただく、そういう輪が広がっているように思います。ほかにもいろいろと、近隣だけではなくて、愛知県の中では高齢者の運転免許の自主返納事業については豊橋市、碧南市、安城市、そして岡崎市、豊田市、新城市、田原市というところも実施されております。

本人が自分自身を証明するあかしとしての住民基本台帳カードの無料発行が多いように思いますけれども、さらには先ほどの小牧でしたか、安全グッズ、そういうのも提供されているようでありますけれども、安城市では安城市のバス「あんくるバス」が2年間の無料パスがついているそうでございます。その無料乗車券の贈呈をされているということで、いろんなところで、私も自分の認識の中の思いとは、もっとたくさんのところがこういう支援をされているということが今回わかりました。

この自主返納が困難となる要因の一つに、足の確保ができない不安があるというふうに思い

ます。本町には巡回バスを走らせていただいておりますが、大口町においても自主返納される 方に交通手段として巡回バスの無料券等、先ほどいろいろ紹介させていただきましたけれども、 さまざまな支援事業がございました。このような取り組みが本町でもできないか、お尋ねをい たします。

副議長(木野春徳君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 高齢者の方の運転免許の自主返納の推進についての御質問をいただきました。

議員の御質問のように、自主返納制度を推進していくことがこの大口町の自治体に即しているかどうか、よく検討していかなければならないかなあというふうには思っております。

先ほど、議員の方からお話がありましたように、警察庁の方は平成21年6月から、75歳以上のドライバーには運転免許証の更新時に講習予備検査を義務づけまして、高齢者の自動車運転に対する適応性が判断されることになりました。これによって、先ほどお話ございましたように、記憶力、判断力が低下しているかどうかというような予備検査をするものでございます。

よって、こういうことをやることによりまして高齢者が免許証を更新するためのハードルが高くなって、大口町の現状を考えたとき、個人差もあることから、町が一律に自主返納を推進することはいかがなものかというふうに考えております。

また、自主返納することによる足の確保についてのお話もございました。これにつきまして も、いわゆる免許証保有者のみの問題ではなく、やはり現実に高齢者というお話でありますの で、高齢者全体の足の確保というところでも、やはり公共交通機関と位置づけております巡回 バスの問題ではないかというふうに思っております。今言いましたように、御質問の巡回バス につきましては、子供から高齢者まで含めた住民の足として、公共交通機関として利用してい ただいておりますので、今後もそういった方向で検討していきたいと思っておりますので、よ るしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) 今御答弁をいただきましたけれども、これは強制でそういう制度をつくるというものではなくて、家族の中には、もう心配だから本当は免許をやめてほしいという方もたくさんおられると思います。私も身近なところでそういう方がございました。しかし、長年車の運転をしていますと、やはり免許証を返納するということは大変勇気の要ることでございまして、思ってはいてもなかなか返すことができないというのが本当のところではないかというふうに思います。

それで、やはり個人差もございますので、若い方でも、失礼ですけど運転があまりお上手じ

ゃない方もお見えになりますでしょうし、お年を召した方でもしっかりとした方もいらっしゃると思います。しかしながら、家族の中で心配をされている方もおられるということを考えますと、自主返納がされていない、今、ゼロだということではありますけれども、そのゼロの裏にはやはり返したいけれども、家族は運転をしてもらいたくないけれどもというところがあるんではないかというふうに思います。そういった意味では、返納実績がないということでございますけれども、思い切って運転をやめている方もお見えになるということは推測をいたします。

そういった中で、近隣だけではなくて、愛知県、そして全国、こういった取り組みをされておりますので、思い切って返納される方に何か特典がいただけるような支援を行っていただけないかというふうに提案をしているわけでございまして、またこれにつきましては、高齢化社会ということで事故もふえてきております。先日も、大口で6重衝突がございましたけれども、こんなところで何で6台も衝突するんだろうって思って本当にびっくりしたわけでございますが、結構車も破損をしておりました。高齢者かどうかはわかりませんけれども、そういった事故もふえていくというふうに思いますので、この件につきましては前向きな御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

副議長(木野春徳君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 一番最初の、交通事故の減少というような観点から申しますと、 やはり日ごろの交通安全運動といいますか推進運動の方に力を入れていくという話になると思います。

それから、今の高齢者あるいは運転の、言葉的にどうかわかりませんが、不器用な方に対する自主返納というようなお話でございますが、やはりそこは個人の観点で判断していただかないといけないということで、それが交通事故にそのまま直結するという話でございますれば、それは即考えなければいけませんけれども、先ほども回答させていただきましたが、相関性といいますか、高齢者で免許を持っている方がイコール交通事故を招く、あるいは被害に遭う状況だというふうな相関性もございませんというか、判断がありません。それと、逆に言いますと、これも例えにしていいのかわかりませんが、自己的な判断、例えばの話ですけれども、私どももある程度年をとってきますと眼鏡が必要になるという自覚、こういったものが出てくると必要になってくるという例えが適切かどうかわかりませんけど、自分が運転する中で危険と感じる自主的な動きというものがおのずと出てくるんじゃないかと。それに対して、町が後押しといいますか、推進をさせるためのものというのはいかがなものかと。

どちらにしましても、先ほど言いましたように、そういった足の確保云々から言いましても、 自主返納者、いわゆる免許保有者のみの問題ではないというふうに考えておりますので、今後 もそういった方向で交通事故防止について、あるいは交通事故の減少については考えていきた いと思っております。以上です。

(3番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) とにかく交通事故はお1人だけではなくて、家族全体、そういった方たちの生活を一転して失っていくものでございますので、今愛知県でも本当にいろんなところで夜間の交通安全に立っていらっしゃいますけれども、ワーストワンを返上する、そういったところに力を入れていっていただきたいというふうに思います。

次に2点目の、図書館の雑誌スポンサー事業についてお尋ねをいたします。

雑誌スポンサー事業について御紹介をいたしますけれども、岐南町の図書館では、2008年に職員の提案で導入をされて、そしてショッピングセンター7社など団体の協力で17誌、年間14万円の購入費を賄っておられます。また、徳島県の図書館では、2009年からこの岐南町を参考に始め、26社のスポンサーが集まって対象の雑誌の約3割に当たる72誌、年間82万円の費用を負担して賄うようになったそうでございます。

この雑誌スポンサーというのを少し紹介させていただきますけれども、図書館に雑誌がたくさん置いてありますけれども、その雑誌には透明のカバーが全部してあります。図書館の中で、雑誌のコーナーは常に皆さんが座っておられて、いろいろとそこで閲覧をされているようでございますが、その雑誌の透明カバーに自分たちの企業、お店のPR用のものを挟むわけですね、ステッカーを。そして、裏側も使えますので、そのPRチラシを挟みまして、そこでコマーシャルをするということでございます。

例えば、御主人は皆さん御存じないかもしれませんけれども、お昼は主婦のランチでいっぱいでございます。そういったところのお店の紹介をそのチラシをそこの表に張って、そして裏にランチメニューを入れたりすれば、皆さんが興味を持って楽しく読めるのではないかというふうに思うわけであります。

そこで、本町の図書館での雑誌の予算額と購入種類数というのはどのくらいでしょうか、お 尋ねします。

副議長(木野春徳君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) 今現在、平成23年度の当初予算でお示しをしております。そこで図書館費の需用費の中では1,100万円強が図書購入費に充てる費用となっておりまして、その中で雑誌に充てる費用が95万円、雑誌の種類としましては85冊、そしてカバーのかぶっているのが65冊ということになっております。

(3番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) 大口でも結構雑誌が入っているというふうに思いました。

その雑誌ですけれども、徳島市では週刊誌5誌を負担しているということで、四国大学が、 大学のPRとともに社会貢献できるというスポンサー側のメリットを述べておられました。岐 阜県の県立図書館、そして愛知の三好図書館でも実施をされているようでございます。ほかに 愛知県でこのような事業を行っているところがありましたらお教えください。

副議長(木野春徳君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) 私どもが今把握しているのは、県内に二、三ヵ所やっているというのを聞いておりますし、岐阜県におきましては岐南町、さらには各務原市というようなところを聞いておるところであります。

(3番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) 今、巡回バスにも広告を出していただいて、まあそれなりの経費を削減しているようでありますけれども、雑誌も大きな額にはならないかもしれませんけれども、その雑誌 1冊 1冊にスポンサーがつきますと、その分が軽減されるということにもなります。職員さんたちはそれを啓蒙して回るのが大変だという話になるかと思いますが、その仕事が云々のない段階で、ホームページにそういう啓発をされたり、そういったこともまずできるんではないかなというふうに考えますけれども、この雑誌スポンサー事業を検討されてはいかがかと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

副議長(木野春徳君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) お尋ねの件でありますけれど、雑誌スポンサー事業は雑誌コーナーの充実を図るということでは、収入が得られるということで非常にいいことだろうというふうに考えます。なおかつ、図書館の利用促進にも大きくつながると。先ほど質問にもありましたように、奥様方が昼のいい食事を安く提供してくれるようなところを見つけるためにも、非常に宣伝の効果があるということでいいということになろうかと思います。

ただ、議員が御質問のように、雑誌スポンサー事業が既に実施されている図書館は幾つもあります。このスポンサー事業を充実するに当たりましては、図書館業務に支障があるかないか、またはそれを支援してくれます書店と協議をする必要が出てまいります。

したがいまして、私どもが議員の御質問にお答えするのは、そういった図書館業務というのは、図書館法はもともと社会教育法の基本の理念をもとにしてつくられておりまして、一般公衆の用に供するものであります。そこに働く職員は、大口町におきまして正職員が3名ということであります。その中でやりくりをしておりまして、そうした他の市町の状況とそれぞれ若

干違うところもあります。

そこで、図書館の職員がPRに回るというのは本末転倒な話であります。そういうことを考えますと、そうした雑誌収入をどうして得ていくかということは、例えばスポンサーが雑誌、例えば600円とか700円とかいろいろ雑誌には種類があります。それを商店の方に、その雑誌の広告を載せるということで払っていただく。そこで商店がその雑誌の1冊を提供してくれる。要は寄附的な行為、直接大口町が金銭の授受をするということなくそうした行為等をするということで、これが商店との協議の中で可能であるならばこれは検討の価値があるということでありますので、今後、図書館業務が皆さんの図書を、要は検索される方に支障の出ない方向で可能になるか可能でないか、これから3ヵ月、4ヵ月ぐらい、今私どもの図書館に書を納入しておってくれるのが2店あります。それは名前を申し上げませんが、2件の書房がありますので、そうしたところにそういう事情をお話ししまして、可能であるなら今後検討して導入していきたいというように思います。

(3番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) もちろん図書館業務に支障を来してはなりませんので、そういったところを回って啓蒙するということではございません。今、御答弁をいただいたように、まず研究・検討をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いしたいと思います。

最後に、介護支援ボランティアポイント制度についてお尋ねをいたします。

公明党の新介護ビジョンに掲げておりますこの支え合い、共助は、孤立から支えの社会の仕組みづくりが必要であるというふうに考えております。そういった点では、さまざまな今まで提案、質問をさせていただいております。

昨年、3月議会にもお元気ポイント、そしてこの介護のボランティアポイント制度を提案させていただきました。その中で、調査していくという答弁でございました。もう一回お話をさせていただきますけれども、介護保険制度における地域支援事業としまして、市町村の裁量により介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが平成19年5月から可能になっております。

先回のときもちょっと御紹介をさせていただきましたけれども、東京稲城市の介護支援ボランティア制度ということでお話をさせていただきました。その稲城市が、高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価する仕組みを創設したいというふうな思いで、構造改革の特区要望を平成18年に提出をして、これを機に介護保険制度を活用したこのボランティア活動の支援の仕組みが検討されて、そして地域支援事業の交付金を活用した取り組みが可能になったということでございます。

その後の検討状況、調査状況をお聞かせいただきたいと思います。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 介護支援ボランティアポイント制度につきましては、全国で実施をしております市町の状況を調査させていただきました。

そういった調査をする中で、ボランティアポイントによる、この制度の中にございます現金 給付というところについて、以下のような問題点が明らかになってまいりました。

ボランティアポイントの現金給付につきましては、同じボランティア活動を行っていく中で65歳以上の人だけお金がいただけるといった部分での差が生じることや、現金給付を行っていくのに給付以上に経費がかかっているなど、さらには、ポイント制につきましてはポイントの管理が非常に困難なことや、ボランティア活動の時間や内容によって、どのようにポイントを与えていくかなどの問題点等が判明してきたところでございます。

(3番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) 具体的には、介護支援のボランティアの活動に応じてポイントを交付するわけでございますけれども、ポイントは介護保険料や介護サービス利用料に充てることができるということで、それは今御答弁いただいたように、65歳以上が対象になるのでポイントの管理が困難だということを答弁いただきましたが、実質的には保険料の負担軽減にもつながっていくということでございます。高齢者が活動しているその中で社会参加、そして地域貢献もできる。自身の健康増進を図ることにもつながるということで、いわゆる介護予防にも役立っていくというところで、大きな今この輪が広がりつつあるということでございます。

先ほども申しました稲城市が最初のきっかけで、全国で初めて実施をされて、その後、東京 千代田区、世田谷区、品川区、足立区、八王子、そして豊島区というように、ずうっと広がっ てきておりまして、山形県天童市、愛知では津島市、佐賀県唐津市、島根とか、本当に少しず つでございますけれども広がってきているようでございます。横浜市、東京町田でももう既に 開始をしているというところでございまして、あと30近い市町村の取り組みが広がっていると。 この30近い市町村がまた新たに広がっているというのは、2009年4月の読売新聞での情報でご ざいます。

22年8月26日の中日新聞でございますが、ここにも高齢者の社会活動に自治体がポイント制ということで、この導入の輪が広がっていくという記事がございます。少し紹介をさせていただきますけれども、重複するかもしれませんが、介護施設などで高齢者の社会貢献活動を促すためのボランティアのポイント制度ということがここに紹介をされております。張り合いを持ってもらって、介護が必要な状態になるのを防ぐのが共通の目的ということで、ここにもそう

いった紹介がされております。

ここで、愛知県津島市のところの紹介が少しおもしろいんですけれども、障害者の通所授産所施設、この津島市の施設に、作業しながらのおしゃべりが楽しいということで紹介をされておりますけれども、この障害者施設にもポイント制度を利用しているということで、利用者さんから現金をもらうと。そして、利用者、職員にまじっていろんな楽しい作業をやるということで、60代、70代の女性たちがそこで一生懸命貢献をされているということであります。そのボランティアの方たちは、ほとんど市の「つしまげんきボランティア制度」を活用しているというところで、登録すると活動30分ごとにゴム印をスタンプ帳に押してもらえると。年度末までにためた数に応じて、市内で使える商品券に交換ができます。30分の活動が50円に相当いたしまして、交換できる年間の上限は5,000円分であります。このスタンプ集めが楽しいということで、費用は介護保険の介護予防の予算枠から出るということになっているということであります。

そういった紹介がずうっとされておりますけれども、その中にも稲城市の、この制度を最初に導入したところがここだということで紹介をされておりますけれども、サービスを使っていないのに介護保険料が高い。これは今までもいろいろと御指摘をさせていただきましたけれども、そういった方たちの何かめり張りがあってもいいんじゃないかということもお話をさせていただきましたけれども、介護保険料が高い。元気な高齢者からのそんな苦情で、社会貢献に応じて保険料を実質割り引く制度をつくろうといった考えが始まったと。くどくなりますけれども、こういったものでございます。いろいろとここに紹介をされているところでありますけれども、福祉現場の負担もこういった中で軽減がなされていくというふうに紹介をされております。在宅での高齢者の話し相手、稲城市では団地の高齢者宅から収集場へごみ運び、それもポイントがつくということになっているようでありますけれども、こういった広がりをどんどんされていく。

国の平成22年度の補正予算におきましても、地域支え合いの体制づくり事業を活用してボランティア制度化を国が支援しております。高齢者の見守りも、今から本当にしっかりとネットワークをつくっていかなきゃいけないということでございますけれども、地域が支えていくシステムづくりが検討される中で、このようなボランティア制度を創意工夫してやっているというところの紹介でありますが、このボランティア制度は、今回の2月17日の国会での細川国務大臣の御答弁でございますけれども、公明党の質問に対しまして、そのことをはっきりおっしゃっております。この地域創意の取り組みに対して、国の方から支援をしていくと。「この地域支え合い体制づくりの事業としては、このことに国の方からも支援をしていく、こういうことにいたしましたので、ぜひこれは御利用もいただいて積極的に取り組んでいただきたいとい

うふうに思っております」。これは大臣の御答弁でございます。

そういうふうで、介護保険の財源を使った地域支援事業として各市町村の工夫のあり方が大事ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。もう一度お願いします。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) ボランティア制度を創意工夫して取り入れてはどうかという御質問でございますが、大口町では、現在、既に町内に四つの地域で高齢者の皆さんが気軽に集まれる場づくりの活動が、ボランティアの皆さんによりそれぞれ工夫をなされながら行われております。こういったことや、先ほど最初にお答えいたしました調査結果等、そして本町のボランティアの活動状況を総合的に検討した結果、まずボランティアに対するボランティアポイント制度につきましては現金給付の制度を設けることに、こういった調査結果から取り組まないという判断を現在しておるところでございます。

こういった中で、町では住民の皆さんが自主性を持ってそれぞれの地域に即した活動が行えるように、地域住民の皆さんと協力し、お互いに創意工夫を生かした高齢化に伴う施策には取り組んでまいりたいと現在考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) 介護保険料で、やはりそういったところに使うべきものはきちっと使う必要があるんではないかというふうに思います。このボランティア制度、もちろんお金が目的ではありませんで、やっておられる方たちは、人のために役立つボランティアということで、そのことがポイントにつながっていくと。だから、地域貢献をしていく、そして自主的ないろんな方たちのつながりをつくっていく、そういうことに対してのポイントをつけるということでございますので、少し考え方が違うんじゃないかというふうに思います。

とにかく地域の方にいろいろやっていただくのは、もちろんそういった仕組みづくりもつくるのは大事なことでありますけれども、そういったところでできるところはできる分の支援はしっかりとしていくべきではないかな、そういった考え方がまた皆さんが余計にお元気になって、多少の張りも出て輪が広がっていくと。一石三鳥ですね。介護保険の軽減、そして地域貢献、そして自身の予防に役立つという一石三鳥の働きもしてくるんではないかというふうに思っておりますので、ぜひぜひこのことに対しましては今後も研究、調査をしていただきまして、前向きな取り組みをぜひお願いしたいというふうに思っております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長(木野春徳君) 会議の途中ですが、13時30分まで休憩といたします。

(午前11時50分)

副議長(木野春徳君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 1時30分)

吉田 正君

副議長(木野春徳君) 続いて、吉田正議員。

1番(吉田 正君) それでは、副議長さんの御指名がございましたので質問をさせていただきます。

まず東日本大震災でお亡くなりになられた方、また負傷された方、また避難をされてみえる方に心からの哀悼の意を表したいと思います。私もきのう、そしてけさと柏森駅に立って募金活動を行わせていただきました。きのうの朝はまだ3,000円ぐらいだったと思いますけど、1時間ぐらいで集まったんですけど、けさは7,000円。きのうもきょうもそうなんですけど、特徴的なことは、若い人が非常に関心を持っていただいて、募金をいただけた。その金額の大小は関係ないんです、これは。その気持ちなんですね。ですから、思わず僕も、街頭からお金とともに気持ちもぜひ届けさせていただきたいというお話もけさほどもさせていただいたところであります。

いずれにしても、お金の大小じゃないなというのを本当に感じます。中学生、高校生、きのうも中学生の子が、ちょうど面接だったですね、高校入試の。そんなさなかにも、入試の前に募金に寄ってきていただいて、自分でできるのはこれだけですというようなことで、本当に感心なお子さんたちが、特に大口中学校のお子さんがたくさんカンパしていただきましたんで、ちょっとこの場で御紹介させていただきます。そんなこともありました。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

まずB型肝炎、C型肝炎に対する助成はないかという問題であります。

私が聞いている範囲では、C型肝炎等の方のお話を私は聞いているわけですけれども、インターフェロン治療になるとどうも保健所の方へ行っていただいて、そこで証明をとっていただいて助成が受けられるというようなお話も聞くわけですけれども、しかしその前の段階ですね。その前の段階、インターフェロン治療に行き着くまでの治療費に対する助成制度がないということで、この方はたくさん医療費を払ってみえる方ですので、何とかならないだろうかという声を寄せられております。

例えば、この方は平成21年、これは確定申告でちょっと相談になった話だったもんだから 1 月から12月までということなんですけれども、この方は11万円ぐらい平成21年は医療費を使われたわけですけれども、そのうち肝臓の関係ですね。要するに肝炎の関係で使われたのが 9 万 5,800円ぐらいです。だからほとんどですね。それから、あとこの方は昨年は足が悪くなられまして、足が悪くなられたがために今度は医療費が36万5,000円ということで、平成22年はそれだけの医療費を、自己負担されたお金だけでそれだけ支払っておられるということです。あと肝臓の関係で大体7万6,000円ぐらい医療費を払ってみえる。そういうことが、御本人さんにちょっとこうやって出してもらったんです。どのぐらい医療費がかかるのかということで、これ出してもらったそのものなんですけれども、肝炎でインターフェロン治療というのは、よっぽど悪くなっていかないと逆に今度そういう治療に移っていかないもんですから、それまでの間にたくさんのお金がかかっているということが、こういうものを出していただいて実態として出てくるわけであります。実際の医療費の実態を紹介する予定と書いておきましたけれども、こういう状況があります。

今、B型肝炎やC型肝炎の人というのは、一体大口町にはどれぐらいおられるのか。もしそういう実態もわかれば教えていただきたいんですけれども、それをまず聞きましょうかね。 副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 町では、直接データ的なものはございませんけれども、江南保健所の方へ御照会をかける中で、大口町で現在インターフェロン治療、そういった申請をされてみえる方が4件の方と、もう一つの核酸アナログ製剤治療というのがありますけれども、これの申請を出されてみえる方が3件と、計7名の方ということであります。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) それは保健所の方で医療費の助成を受けられる人だけの数字なんですね。 医療費がまだそこまでの、例えば肝炎が進行していないだとか、そういう状況ですと、どのく らい大口町におられるのかというのはちょっとわからないんですかね、そこは。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) そうですね。町内という形では把握しておりませんけれども、 現在、全国での推計というとらえ方の中でいいますと、肝炎といった、キャリアというんです か、そういった方をすべて含めて全国では300万人から370万人という推計のデータは出ており ます。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) そうすると、大体大口町にキャリアと呼ばれている人というのは、恐らくですけれども30人から40ぐらい、もっとになるのかなあ。どういうふうに割り返したらいいんでしょう。大体今1億2,000万人ぐらいですので、そうするとやっぱり40人か50人ぐらいの

人が、単純に計算するとそのくらいになるのかどういうふうになるのか。 3 %だから40人か50人ぐらい多分おられるんだろうというふうに思うわけですけれども、そういう症状はまだあらわれていない人は、また御自身の体の状況等々もまだ承知していない人も含めての数字だと思うんですけれども、これは自然にこういうものになるわけではありませんので、ちまたに言われている血液製剤ですか、そういったものを使ったことによってこういう病気になってしまった。これは先天的な病気ではなくって、そういう意味では人的な被害だというふうに言っても過言ではない、そういう病気であるというふうに私は思うんですね。

その点においては、そういう認識はされてみえるんですか。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) そうですね。肝炎がどういった形で、感染症というとらえ方の中では、例えば私どもが育つころですと、注射も、だからある一定の年齢以上の方が多いというような傾向も見られるんですけれども、そういったところでの感染というのが主なものという解釈は持っております。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) そうした意味でも、御本人が望んでそういう病気になったわけではないということは、こうした病気については私ははっきりしているんではないかなあというふうに思うんですね。たまたまだれしもかかるような病気でもない。しかしこれはそういう意味では人的な被害といいますか、そういうことでそういう病気に遭われた、こういうことが言えるわけであります。

しかしながら、治療に対する助成は今インターフェロン治療と、あと核酸アナログ何とかというその治療と二つあるといって今紹介がありましたけれども、これ実際の治療費の助成というのは一体どういう形で行われているんですか。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 治療費の助成といいますのは、まず医師が、あなたはインターフェロン治療を行うと、そういった治療方法を判断されます。その後、保健所になりますけれども、県の方へ申請をする形の中で行われてまいります。実際にこの二つの治療を、医療費助成を行っていく実施主体につきましては都道府県という形になっておりますので、B型・C型ウイルス性肝炎の患者というところになっております。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) その治療費の助成ということになると、どういうふうになるんですか。

例えば、所得によって何段階か、多分その分けがあると思うんですね。以前、私も一般質問でやりましたけど、クローン病という病気の問題についても私取り上げさせていただいたんですけれども、大口町でも20人近くのそういう病気の人がおられるということもこの議場でわかったわけですけれども、この肝炎の今のインターフェロン治療等に対する助成というのはどんなふうに行われているのか。治療費に対する助成ですね、それどんなふうに行われているのか。副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 治療費に対する助成につきましては、以前は1万円、3万円、5万円という形になっておりましたけれども、平成22年度から少し拡大されたという中で二つの形に分かれてまいりました。

そういう中で、世帯の市町村民税の所得割課税年額が23万5,000円に満たない場合は上限が 1万円です。そして、それを超える方につきましては上限が2万円までは自己負担でという形の中での助成制度になっております。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) そうしますと、例えば今現在も治療費、肝臓に関する治療代が大体7万円とか9万円とか、そういう形で自己負担をされてみえるわけですけれども、インターフェロン治療をしても今の課税所得金額ですか。町民税の税額じゃないですよね。課税所得金額なんですね。課税所得金額が23万5,000円に満たない人は1万円、超えると2万円というふうに今言われたと思うんですけれども、今現在の治療費よりもひょっとするとこれは自己負担をしなければならない金額が、インターフェロン治療をやることによってふえてしまうということも一方で、今のこの実態と比較すると、9万円とか7万円とかという今治療費をやっていますよね。これインターフェロン治療をやろうと思うと1万円なんでしょう、一月が。1年にしたら12万円ですよね、仮に今の23万5,000円に満たなければ。それを超えておれば、世帯ですからね、しかも。息子さんたち夫婦と住んでおればとか、そういう形になれば2万円ですから、上限でいけば24万円ということになりますよね。これひょっとすると、今以上に負担がふえる可能性も、助成はしてもらえるもののそういう可能性が出てくるという、そういう理解でよろしいわけですか。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 先ほども申し上げましたように、課税年額でそういった区分がされてまいりますので、確かにおっしゃられるとおり毎月1万円を限度と、インターフェロン治療を行った場合1万円、年額にすれば12万円というところでございますけれども、このインターフェロンに関する助成制度が実際にどういった経緯で行われてきたかというところがござ

います。

このウイルス性慢性肝炎でございますけれども、現在、医学が進歩する中でかなりの確率で治癒が見込めるようになりました。そういった中で、早期治療促進のために、2007年11月でございますけれども、肝炎治療7ヵ年計画が策定されました。これは7年間の期限を定めて行われていることですので実質は2014年、そのあたりまでこの助成制度は続くということでありますけれども、なぜこういった事業を設けたかという目的でございますけれども、まさにおっしゃられるとおり、感染症であるB型・C型につきましては、インターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療、この二通りによれば病気の進行によって将来的に起きる肝硬変、肝がん、こういった病変を防ぐことが可能な病気であるという一つの判断と、インターフェロン治療については月額の医療費が非常に高いと。また核酸アナログ製剤による治療というのは、最長で72週間かかるそうです。そうしますと、72週間といいますと約1年半の製剤の投与をしていくという中で、これもまた非常に治療費がかさんでくるというところから、早期治療を促進するためにこの医療費助成制度が設けられたという経過があります。

そういった中で、現在1万円、2万円という確かに差はございますけれども、この二つの治療方法に対する助成制度が設けられておるということでございます。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 上限額が1万円とか2万円とかということで定められておるということは、大体それ以上というか、もっととんでもない、自己負担したらかかるんだろうということは私もこの方から聞きました。お医者さんからそういう話を聞いたもんだからということで、早速保健所に、つい最近行かれて、いろんな手続を多分とられたんだというふうに私は思っています。

そこで、さらにお尋ねしておきたいのは、このインターフェロン治療というのは非常に苦しい治療になるというふうにも言っておられたんです。気持ちが悪くなったりだとか、そんな状態になっていくんだと。今までもお医者さんに勧められてはきたんだけれども、自分の体調も、大体医者代が36万円も自己負担で、1年で使わなけりゃいかんような人ですので、体調だって万全じゃないですよね。肝炎で進行しておるわけですから万全じゃないのは当たり前の話なんですけれども、そういう状況の中でちゅうちょしておられたそうです。

それと、あともう一つは、インターフェロン治療に入っていく中でそういった自己負担も当然ふえていく。そういうことも御自分としてはちゅうちょしてきた、助成されて安く済むといえば確かにそのとおりでありがたいんだけれども、しかし今まで以上に、今でも、例えば平成22年でいけば36万5,000円なんですから、医療費が。これに肝炎の部分7万6,000円、例えば除

いたにしても、上限が1万円なら12万円であるし、上限が2万円になれば24万になるし、そういう状況があるわけですので、ぜひこれ治療費に対する助成をしていただきたい。さらなる助成ですね、そういう意味では。そういうこともあります。

それからもう一つ、今までC型肝炎で治療してこられて、インターフェロン治療以外の治療についても医療費の助成はないのだろうかということで、いろいろ調べられたそうですけれども、そういったものもないというようなことですので、ぜひそういった方で治療してみえる方については町の方でそういう助成はしてもらえんのだろうか。

それから、今の1万円、2万円というその上限額そのものについても、これも助成してもらえんのだろうか、そういうことをその方は言っておられるわけですけれども、そこら辺のことについてはいかがでしょうか。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 先ほど申し上げましたように、このインターフェロン、さらに は核酸アナログ、B型・C型に関する助成というのは、そういった目的を持って現在7ヵ年計 画の中で推進されておると私ども解釈しております。

そして、まさに今こういった時代の中で、医療費というもので考えてみますと、ちょうど先ほど見ておった資料の中には、例えば脳梗塞で60日間病院へ入院すると約275万円ほど医療費はかかるというデータが出ておりました。そういった中で、実質本人が3割負担をしていくのが約八十何万、そして高額医療等そういう制度の中で当然見ていきますので、実質上本人が負担していくのが約17万円と。そういった病気というものの中で、確かに特定疾患とかそういった部分でそういう制度が設けられておる病気もございますけれども、今言いましたようにこのB型・C型肝炎について、私どもが考えますのは、7ヵ年計画の中で実施されるものは、要は治癒を確実にして次への進行を防ぐという中で行われております。

そういった中で、要は通常の肝炎になっている、そういった進行をおくらせるとか通常的な治療については、私ども冷たいように聞こえるかもしれないんですけれども、ほかの病気と同じように一般的な考え方で進めなければ、人はいろんな病気にかかってまいると思います。そういったことを考えますと、どこまでそういったところを考えていくかという非常に大きな問題に当たると思います。そういう中で、通常の治療という見解を持つ中で現在は対応したいと考えております。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 一番最初に明らかにしたように、これは通常の病気ではないということ は明らかになったことじゃないんですか。私はそう思って答弁を聞いていたわけですけれども、 これはあくまでも人為的にうつってしまった、かかってしまった。そういう意味では人災なんだと、そういうまず認識にここは立っていただかないといかんのじゃないかなあというふうに思うんですね。

だから、これはそういう意味では、まだそういう負担がされているというのはここの議会の中でも明らかになったわけですけれども、今、計算してみると、大体7人の人が2万円ずつ1年間で支払う自己負担の額はといったら168万円ですよ。そうでしょう。12掛ける7して2万円にすれば出てくるわけですので、それぐらいのお金で助成することはまずできるんです。例えば、インターフェロン治療にしる核酸アナログ製剤治療ですか、そうしたものについても。これだけのお金が町として出てこないのかということですよ、まずここの部分でいくと。

それからもう一つは、今の体調との兼ね合いがあるもんだから、インターフェロン治療になかなか踏み切れないでいる人も、この人だけじゃなくって多分ほかにもいると思うんですよ。そういう人たちに対する医療費の助成も、私はあわせて考えていく必要があると思うんです。ここの助成してほしいという話になると、これは一般の病気と同じだという話になっちゃうんだけど、しかしそうじゃないもんだから、これは。だから、そういう意味では一般の病気とは違う対応を私は町としてもとるべきだというふうに思うんですけれども、そこら辺のことについてはいかがですか。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 先ほど申し上げましたことではございますけれども、国の責任、またはそういったところで考えてみますと、御存じかと思いますけれども、平成20年だったと思いますが、この肝炎ウイルス、肝炎に対する国と罹患した人たちとの和解が成立したということは御存じかと思います。

そういった中で、そういった責務については国としては和解案の中で給付金、本人さんが、 私は確かに、例えば製剤によって肝炎がうつっちゃったという中で証明ができるということに なれば、それの和解案の中では、申請行為をしてそれに対する給付金を受けていく、そういっ た部分というのは、その形で救済措置をとられてきておると思っております。

それと、先ほど申し上げました通常的な一般的な治療ですね。そういった部分というのは、またこれは別のものと考えて治療というものを行っていかなければいけないと考えております。そういう中で、当然いろいろな体の強い人、健康な人、さらには本当に病気がちな人、いろいろな方がお見えになります。そういったことを全般的に考えれば、この特定の、確かにそういった7ヵ年計画の中で一つのこの病気に対するというものを打ち出されておるんですけれども、議員さんがおっしゃられる過程の中での治療という部分だけをとらえてみれば、やはりこれはほかの病気と同じように私どもは見ていかなければいけないと思っております。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) ほかの病気とは違うということでいえば、最初のうちは、僕は認識は一致したのかなあというふうに思ったんですけれども、残念ながらそこの部分になると、助成ということになるとどうも話は別だみたいな話になっていくもんだから、これはかみ合わないですよ、現実の話として。

だから、町の方も説明する中で、そういう自己矛盾をはらみながらの説明だもんですから、 当然私も納得できないですよ、この部分については。だから、それはやっぱりきちっとそこら 辺のところは検証していただく必要があるんじゃないかなあというふうに思います。

例えばC型肝炎等々の人たちの国との和解の席にしたって、結局あれは訴えんことにはそういうことにならないんですよね。だから訴えてくださいという話なんですよ。訴えたら和解しますよと。僕は、それは本当はおかしいと思うし、それからこの方が言われるのは、訴えようにも証明ができないんだそうです、今となっては。その当時かかっていた病院というのはどこだということは、その方ははっきり覚えてみえるんだけれども、どことは言いませんよ、この場では。言わないけれども、その病院に問い合わせても、その当時のカルテなどがもう既になくって訴えようがないんです、証拠がないもんですから。だから、そういう状態になっている人というのは、私はまだたくさんいるんじゃないかなあというふうに思うんです。訴えて和解とか、そういうことでまた一定の助成等々が受けられる人はまだいいという言い方はおかしいかもしれんけれども、そういうことで一定の賠償は取れるのかもしれんのですけど、そうじゃない人もあるということはやっぱり御認識いただく必要もあるんじゃないかなあというふうに思うんですね。

だから、そういう意味でも、やっぱりこのB型肝炎・C型肝炎に対する助成は、私は必要だということを再度申し上げておきたいと思いますし、ぜひそうした実態等々もよく調査するべきだと思うんですよ。町内に7人の人がお見えになるんでしたら、例えば国保なり何なり、そういうところで調べれば、一体何でこれは医者にかかっておるのかということだってわかるでしょう、ある程度のことについては。だから、それは私に調査せよといったって私はそんなことはできっこないですから、できませんよ。しかし町だからできるんですよ、これは。だからきちっと調査して、今の7人の人を助成するにしたって168万ぐらいでできるわけですので、今のインターフェロン治療にしろ核酸アナログ製剤治療にしる。そういう予算をきちっと持てば別に何も問題はない。ましてや7年間で撲滅するという計画があるのであれば、7年で撲滅されれば、それがずうっと延々と続くような制度じゃないわけですよね。そこら辺はやっぱり検討に値することなんじゃないですか。本当に撲滅するつもりでおるのならば、これは。町と

しても、国が撲滅すると言っておるだけじゃなくて、町も撲滅するというつもりであるのなら、 僕はこれはきちっと助成するべきだというふうに思いますよ。これは国の責任だで、あとは銭 のない人はそんなもの受けずにおけばいいわというふうに思っておるんだったら助成は受けら れん。そういうつもりなのかどうなのかということが問われるんですよ、これは結局。

ですから、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) この肝炎治療については、もう一つの治療方法、最初にお話をすればよかったかと思いますけれども、肝庇護療法という治療法がございます。この治療法については、肝炎の進行をおくらせるというところであって、先ほど言ったインターフェロン、アナログ、そういった助成対象にはこれは入ってきておりません。そういった考え方、さらにはこういったことを肝炎のキャリアであるかどうか、肝炎にかかっているかどうかという検査は本当に簡単にできるそうでございます。

そういった中で、今、町といたしましては、早期発見によって医療につなげていくというところで、肝炎ウイルス検査を実施しております。そして、今私どもができることとして、まさに今後も正しい知識の啓発や広報、そういったことに努め、肝炎ウイルス検査を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 次の問題に移りますけれども、ぜひ実態等々調査していただいて、きちっと、そんなにたくさんのお金が要るわけじゃないですので、助成するようにお願いします。

それから次ですけれども、75歳以上の医療費を無料にということで質問をいたしました。

75歳以上の医療費の自己負担を無料にするには大体幾らぐらいかかるのかという質問なんですけれども、私は前の議会でも、私が答弁しちゃったんですけれども、東京の日の出町というところでは、大体75歳以上の人が大口町と同じぐらいで1,600人ぐらいですか、大口町は1,650人ぐらいだったと思うんですけれども、75歳以上の人の人口は。日の出町というところでは7,500万から7,600万ぐらいのお金で、これは償還払いでやっているんですよ、ここでは。そういうことで、もうこれ2年か3年目になるのかな、続けてやっていらっしゃる、そういう町もあるわけですけれども、大体どのぐらい大口町としては試算してみえますか。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 試算につきましては、平成21年度実績によりますと、大口町の 方が後期高齢者医療で支払った自己負担総額は1億99万4,736円で、1人当たり5万9,200円と なっています。 これから平成23年度においては、医療費の推定伸び率を4.6%、予定平均被保険者数を1,925 人として計算をいたしますと約1億1,920万円かかると推計されます。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 1人当たりの自己負担の医療費ですけれども、大体5万9,200円という数字が出たんですけれども、たしか日の出町では1人当たりの推計が4万4,000円ぐらいだったんじゃないかなあというふうに思うんですね。ですから、それよりも自己負担の負担そのものは高いんだなあということが、今初めてわかったわけです。大体1億1,000万ぐらい、75歳以上の人の医療費を無料にしようと思うと、それぐらいかかるということなんですね。

子供の医療費、中学卒業するまで無料にしている医療費の制度が 1 億3,000万ぐらいだったですね、大体。要するに15歳、中学を卒業するまで無料にする、それが大体 1 億3,000万円ぐらい。今のお話を聞くと、75歳以上の人の医療費の自己負担を無料にするには大体 1 億1,000万円ぐらいあると無料になる。ほぼ似たような数字ですね、そういう意味では。たしか日の出町もそんな似たような数字が出ておったと思うんです。やっぱり地域によって 1 人当たりの医療費の額というのは違いますので、全部一緒にはならないんだろうなあというふうには私も思っていたわけですけれども、しかし子供の医療費と今の高齢者の方の医療費と、大体どこの町でも遜色がない、割合的には。極端に子供が少ないだとか多いとか、そういうことがない限り、多分遜色がない金額なんじゃないかなあというふうに思うんです。

だから大体 1 億1,000万あれば75歳以上の人の医療費が無料にすることができるということですけれども、無料にすることはできないんですかね。 1 億1,000万というお金を出すことは。私、田中一成さんと今 2 人で共産党で活動していますけれども、政務調査費を使って町政アンケートというのをやらせてもらったんですよ。その中にも出てくるんですけれども、子供のことも大いにやってもらえばいいんだけれども、しかし高齢者のことも考えてほしいという声もあるんですね。

それから、もっと言えば、以前は68歳になると医療費が無料になった時代がありましたよね。愛知県の場合はマル老だったですね。68歳、69歳はマル老といって愛知県が2歳げたを履かせて68歳から医療費無料といって。国は70歳から老人保健福祉手帳だったか何だったか、こんな長細い紙ですわ、昔の。私は覚えがあるんですけれども、保険証とは別のものですね、あれは。保険証と一緒にそれを使ってもらうもんなんですけれども、そういうものを使って70歳以上、68歳以上の人の無料制度が実は実施されてきたところです。特に、68歳、69歳については、たしか愛知県と町と折半して、折半ということもないですね。本当は所得制限だとかそういうものが多分あったはずですけれども、大口町はそういう所得制限なしでやってきたもんですから、

厳密に言うと折半ではない。大口町はたくさん負担して、多分その当時でも3,000万ぐらい負担していたんじゃないかなあと私は思うんですけれども、そういう制度があったことは皆さんも御記憶のことだというふうに思うんですね。

今のようなこういう状況の中、リーマンショックは聞き飽きましたので、もうリーマンショックは言ってもらわんでもいいんですけれども、そんなショックの前からもうずうっとショックで、ちまたの人たちはもう十数年来ずうっとショックですよ、本当に。年金はどんどん減り続け、ことしの5月になったらまた年金減るんでしょう。そういう中で、どんどんほかのものは上がっていく状況があるわけですよ。

ですから、ぜひ医療費についても、高齢者の人の医療費について、私は軽減するべきだというふうに思うんです。子供もそうなんですけれども、高齢者の人もお金の心配なくまずお医者さんに行けないかんと思うんですよね。そういうところが私は必要だというふうに思うんですけれども、そういった助成はできないんでしょうかね。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) まず私ども結論的に申し上げれば、現状の中では無理かと、できないという判断を持ちます。

そういった中で、医療保険制度というところを考えてみますと、基本的には医療の受益を受ける部分と、それを負担する部分と、こういった部分を堅持していかない限りこの保険制度というのは成り立っていかないというふうに考えております。

さらには、後期高齢者医療制度という制度の中に75歳以上の方は入っております。これは御承知のように、県内の全市町村が加入する広域連合の中でその運営を行ってきております。このことから、特定の市町村だけが医療費を助成することは、県内の被保険者間の公平性を欠くことにもなります。こういった中で、町単独で医療費の助成をするということは無理というふうに考えております。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) ということは、財政的には無理じゃないということなんですよね、裏返すと。今のお話を聞いていると。財政的なことで無理だということではなさそうですので、そういう意味では。

私は、まず受益を受けたら負担するというこれは当然の考え方だという、まずこの当然の考え方自体に一つは無理があるケースがたくさんあると思うんですよ。例えば、65歳からもらう 国民年金だけで暮らしてみえる人、この人に対して、じゃああんたは、お医者さんのお金は1 割負担だから1割払いなさいよと。例えばこのお母さん、お母さんって言っちゃったなあ、性 別はあれだったんだけど、このお母さんのように36万円も払っておったら、これどうなるんですか。これが公平なんですか、本当に。受益と負担というのは、非常に皆さんごまかされやすいんですよ、この言葉に対して。

だけど、こういう話をするとすぐわかるんですよ。1,000万も2,000万ももらっておる人が36万5,000円の医療費を払うんだったら、それは払えるでしょう。だけど、国民年金しかないような人に36万5,000円払えといったらどうなるんですか。これが公平なんですか。だから、そういう理屈というのは、申しわけないんですけどすぐ崩れちゃうんですよ、これは。大体の人なんですけど、そうやってサービスを受ければ負担するのは当然でしょうというふうに言われると、ああそうかといって納得しちゃうんですけど、私は納得しないんですよ。なぜかといったら、それが一番不公平な物の理屈だからです。受益を受けたら負担する、これは当然のことだ。言われた方は何か物すごい威圧感を受ける言葉なんです。だけど、実はこれは非常に不公平な言葉なんですよ。それはそうですよ。その人の収入のことを考えていないからですよ。だから私は、受益を受けたら負担する、これは当然なことだとは思わない。収入に応じて負担するんだったら、これは公平かもしれませんよ。そうでしょう。収入に応じて負担するんだったら公平かもしれない。しかし、収入は度外視して受益を受けたら負担すると言われたら、それは全然不公平ですよ。だから、そういうことでは私は納得はできないです。

ですから、いろんなケースがあるんですよね。ですから、そのいろんなケースを本当に考える中で、お金がなくとも安心してまずお医者さんに行けると。お金がある人はいいですよ、お金を持ってちゃんとお医者さんへ行ってもらえばいいんですから。そうでしょう、お金がある人は。お金がない人は医者に行けないじゃないですか、こういう状態だと。それでも病気は治さないかんと思って、一生懸命医者へ行ってござる人はおるわけ。結局、この人は確定申告なんかできないですよ、はっきり言って。こんな年金でどうやって確定申告するの。医療費の領収書をためていっても本当に何にもならへん。しかし、少しでも何とかお金が生み出せられんだろうかと思って、一生懸命2年間もためてきたんじゃないですか。積み重ねですよ、これ本当に。こういうところに僕は心を打たれるんです。本当にこういう人にこそ光を当てるべきだと私は思うんですよ。そういうふうに思えないのかなあというのが、僕はいつも思うんですよね。

だから、受益を受けたら負担すると。これ当然のことだというその考え方が本当に正しいか どうか、まず役場の中で一遍考えてくださいよ。こんなもの絶対に違いますから。

例えば国民健康保険税でも、後でまた述べますけれども、国民健康保険税だってそうでしょう。収入の多い人ほど負担が低くなるんですから、これは。1,000万ぐらいの収入になると、今度上がったとしても7%ぐらいでしょう、収入に対する負担率は。ところが、200万ぐらい

の収入の人だと、これ4人家族で計算してみるとわかるんですが、14%ぐらいの負担率になるんですよ。15%か16%か。すごい高いんですよ、収入の低い人ほど。これが受益を受けたから負担する、これは当然のことだといって説明するんですよ、どこの窓口に行ったって。だけど本当にそうかといったら、そうじゃないんですよこれは。世の中。だから、そういうことを真に受けては絶対だめなんです。まずその人の暮らしのことをそこへおりていって考えてあげないことには話にならないんですよ。受益に対して負担するということを言っておったら、これは話にならん話になっちゃう。私はそう思うんです。

ですから、この75歳以上の人の医療費についても、これは一緒なんですけれども、受益を受けたら負担する、これ当然のことだということじゃなくって、お金のない人には援助するとか、そういう答弁が帰ってこないといかんのですよ。どう思いますか。私はそう思うんですけれども、町長さん、どう思われますか。

副議長(木野春徳君) 町長。

町長(森 進君) 受益に応じて負担をしていただくということは、私もそういうふうに考えております。

ただ、今ちょっとお話を聞いておると、すべてが受益に応じた負担というふうなお話にも聞こえるようですけれども、そうではなくて、例えば国民健康保険あたりですと、国民健康保険の財政をどうしていく、そういう中で今の医療をかかった人には、かかったということに関して受益を受けたということで負担をしていただくということで理解をしておるもんですから、何か今吉田議員さんの言われる話は、今の国民健康保険税の課税の段階から受益に応じて云々というようなふうに受け取れるんですけど、私はそこまでを言っておるというふうには理解はしていません。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 話が飛躍し過ぎたんだったら、また話は戻しますけど、じゃあ国民年金 しかないような人が、1年間で36万5,000円の医療費を払ってみえるということについてはど のようにお感じになられますか。

副議長(木野春徳君) 町長。

町長(森 進君) 今回、御質問いただいたB型・C型肝炎についてのお話ということで理解をしますけれども、確かに大変な治療、さらには大変な金額がかかるなあということを今改めてこの場で、吉田議員さんからその内容についてお聞きしました。

そういう中で、今のこのB型あるいはC型肝炎の発症の経緯を含めて、やはり国あたりが、 国の責任として支援をしていくということが現在はその制度としてあるというふうに思ってい ますので、それに町単独でさらに医療にかかる助成をしていくという、今私どもとしてはその ような考え方は、先ほど来部長が答弁しましたとおり、考えてはいないということであります。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) そういう答弁だもんですから、しようがないですわね。

あと聞きたいのは、滞納世帯、町内で何件、町外で何件あるのか。それから、資格証明書は 今何件のところにあるのか。それから短期保険証も何件あるのか。

それぞれ表にしてみたんですけれども、滞納世帯数では町内・町外というふうに分けたんですけれども、要するに町内にも社会保険に変わってしまって資格がない人も多分お見えになる人もあるんでしょうけれども、基本的には国保の資格が多分あるんでしょうね、恐らくそういう人もあると思うんです。それから、最も多い世帯構成の構成員数というふうに書いておいたんですけれども、これは滞納世帯で世帯構成が大体何人ぐらいの世帯構成の人が一番多いのか。それから最も多い滞納世帯の中で、世帯主の年齢ですね。そういったこともお尋ねをしておきたいというふうに思います。

それから、例えば資格証明書を所持している方の中で、資格証明書や短期保険証の方ですけれども、18歳未満の子供さんがあるのかないのか、その中に。あと障害者手帳等を保持してみえる、「等」というふうに入れたのは精神障害者の人もあるわけですので、そういったことで「等」という形で入れさせていただいたわけですけれども、こうした実態についてちょっと御報告いただけますか。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) まず滞納世帯でございますけれども、町内の方が421件、町外の方で189件、そして最も多い世帯構成員数というところでは、1人世帯が最も多いです。そして、最も多い世帯主の年齢層でございますが、これは50歳代の方が多いということであります。

続きまして、資格証明書につきましては、18世帯で22名の方になっております。そして、18 歳未満のお子さんがお 1 人ございますが、そのお子さんについては 6 ヵ月の短期保険証を出しておりますのでつけ加えておきます。そして、障害者手帳等の保持者につきましては、資格証明書に関してはございません。

続きまして、短期保険証でございますが、90世帯で209人の方が該当しております。そして、18歳未満のお子さんにつきましては53人が該当しております。そして、障害者手帳等の保持をしてみえる方は5名お見えになります。以上です。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) またえらいことがわかってきましたけれども、資格証明書の世帯の中で 18歳未満の子供さんがおありになるわけだけれども、この方については6ヵ月の短期保険証だ ということなんですけれども、そんな子供さんに、今これ1人ずつに発行しているでしょう、 保険証は。子供さんに納税義務はあるんですか。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 何度も、国民健康保険につきましては被用者という考え方の中でなくて、それぞれお1人が被保険者という中で動いてきておる中で賦課がされてきているというのはお話をさせていただいておるところでございます。

そういった中で、子供に税金を払う能力があるか。それだけでとらえれば、当然、子供は働いておりません。能力はございません。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 納税義務者というのは、世帯主が納税義務者になるんじゃないですか。ですから、そこら辺のところを考えれば、これは当然18歳未満の子供さんに対して短期保険証を発行するというのは、私はこれいかんと思いますよ、これは。短期保険証か長期保険証かといったって、大口町の場合は1年の保険証が普通の保険証ですので、通常の保険というのは2年という有効期限で大体やってみえるところもあるわけですけれども、これ1年未満のものが短期になるわけですが、18歳未満の子供さんには納税義務はないわけですので、そういった方に対して何ゆえに短期保険証を発行するのかと、これ理由はないでしょう。発行しなければならない理由というのは何なんですか。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 国の基準で6ヵ月というのは定まっておりますけれども、そういったことはここ2年か3年ほど前だったかと思いますが、ちょっと記憶にありませんが、そういった子供たちをつくらないという中での、今保険証の交付という形で動いてきておると思いますので、それは間違いはなく、子供として普通に医療にかかって生活をしていけることを保障しているというふうに考えております。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 小学校なんかだと、就学旅行だとか遠足だとか、そういうことになると 保険証や何かコピーして持っていったりだとか、いろんなケースが出てくるんですよ、保険証 というのは。 そういう中で、そんな短期保険証を本当に子供さんたちに発行しておっていいと思うんです か。これは私はおかしいと思いますよ。町長、どう思います。

副議長(木野春徳君) 町長。

町長(森 進君) 資格証明、あるいは短期保険証については、この議会の中でもいろいろと吉田議員さんから御質問を受ける中で、私どもなりに今の取り扱いについて、その都度御質問の内容等を踏まえて対応を検討してきた経過がございます。

そういう中で、今部長が御説明をしましたように、この資格証明書の18歳未満の1人の方には短期の保険証を、私どもとしては交付をしておるということで、私どもなりに、納税義務者に納税をしていただくというようなことも含めて、その中で今の現状に至っておるというふうに理解しています。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) これ現状に至っておるわけですから、改善してもらわないかんですよ。 子供には納税義務はないんですから、そうでしょう。納税義務者は世帯主なんです。違いますか。

私のうちは、私は世帯主じゃないんだけど、うちのかみさんが世帯主なんです。私のかみさんの名前で私の国民健康保険税が来るんですよ、本当に。いつもおれ、うちのかみさんに言うんですよ。あんたが納税義務者やであんたが払わないかんよと、おれそう言っておるんですよ、本当に。世帯主じゃない者に対して、そんな納税に対するペナルティーを科してどうするんですか。おかしいじゃないですか、そんなこと、だれがどう考えたって。

昔は、保険証が一つだったですね。1枚の保険証の中に、そこに子供さんがだらだらと書いてあったもんだから、それ全体が例えば短期保険証になったり、資格証証明書になっちゃったりしたことがあったわけですけれど、今分けられるじゃないですか、1人ずつ。納税義務者でもないその子供に対して短期保険証を発行するというのはどう考えてもおかしいですよ。その子供に対してもペナルティーを出しておるのと同じじゃないですか。どう思います、これ。私はそう思うんですよ。

6ヵ月の保険証だからいいということじゃないですよ、これは。子供さんたちはといったら、 学校のいろんな行事とかあれば、当然持ってきますからね。だから、6ヵ月だからいいなんて、 そんなこと言っておってはいかんと思うんですよ。もしペナルティーを科すというんだったら、 理屈からすれば、僕それはいいと言っておるわけじゃないんですけど、まずそれ前提にしても らわないかんのだけど、しかし、少なくとも私は18歳未満の子供さんにペナルティーを科すべ きじゃないと思うんですよ、私は。どう思いますか。 副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 私ども、資格証明書、さらには短期保険証、そういった中で滞納世帯数を先ほど報告させていただきました。これは基本的にはこういった世帯が生じてくるというところに、まさに先ほど言ってみえた収入、そういったいろんな問題が絡んではおるかと思います。

しかしながら、私どもが今しなければいけないことは、こういった世帯を、本当に滞納世帯というのがなくなってくれば当然資格証明もなくなってまいります。短期保険証もなくなってまいります。でも払えない人もございます。そういった中で、当然、軽減制度も設け、いろんなことを複合的に行う中で、現実にこういった問題が起きてきている。そういったことは全く認識をしていないというわけではございません。さらには、この資格証明書の中で、一度、収入があるかどうかという収入状況も、自分なりに検討させていただきました。

そういった中で、これは我々がしなければいけないことだとは思いますが、現実に収入があるにもかかわらず、それはその人の考え方かもしれませんけれども、現実に払っていかない、そういった方も見えます。まさに私どもが本当に本来の国民健康保険なら国民健康保険の持つそれをするためには、まずそういったところを本当に力を入れてやっていかなければならないということが、今私どもの本来の当面の課題であり、これが先ほど来言っておる受益と負担にもつながってまいります。さらには収入、いろんなところにつながってくると思っておりますので、そういった部分で全く私どもが何も考えていないということではないことだけは御理解をいただきたいと思います。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 国が6ヵ月の短期保険証でいいと言っておったとしても、子供には罪はないわけですから、違いますか。子供にも罪があると思っているんですか。ちょっとそれだけ聞いておこうかな。子供に罪があると思っておったらしようがないわな。

副議長(木野春徳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 子供は自分の意思でそういったことを選択できないと思っておりますので、そのとおりだと思います。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 多分、それは町長さんも同じだと思うんですけれども、だから少なくと も18歳未満の子供の人に6ヵ月の短期保険証にしろ短期保険証は出すべきじゃないと思うんで すよ。そういう認識になりませんか、町長さん。 副議長(木野春徳君) 町長。

町長(森 進君) 納税義務者は世帯主とは限りませんけれども、家族のだれかなんでしょうね。そういう中で、そこに18歳未満の子供さんが見えて、その方が要するに短期保険証の交付でということになるんですけれども、何かやっぱり大人になってというんですかね、そういうときにどういう義務を果たさなければならないか、そういうことをその親御さんがきちっと果たしていただければこのような事案は起きないというふうに私は思っています。

ですから、子供さんは大変気の毒だということは同感でありますけれども、だからといって、 滞納されておる、あるいは資格証明書を交付されておるという状況までも許していくという話 とはまた違うというふうに思っています。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) だから、その納税義務者に対してそういうペナルティーを科しておるということを言いたいということはよくわかるんだけれども、しかしそんなことをしても、僕この後続けるつもりでおるんだけれども、要するに、資格証明書を発行しても短期保険証を発行しても滞納世帯はなくならないですよ。これはむしろふえているんじゃないですか。

例えば、町内での滞納者数で見ると、これはふえていっているんですよ。この421なんていう数字は、僕は初めて見ましたけれど、町内の滞納者数だけで見ると14%でしょう、これ。3,000世帯ぐらいの国保の加入世帯があるわけですよね。そうすると、大体14%ぐらいの滞納世帯になるわけですけれども、これはかなりの世帯数です。町外合わせると20%、よく言われておる国保に加入しておられる世帯の2割ぐらいが滞納世帯だというのは、町外の分も含めてカウントしていくとそうなっていきますよということになるわけですけれども、大口町の場合でいくとね、そんな状況が見てとれます。

だから、私は決してこの資格証明書の制度だとか短期保険証の制度を運用したことによって、 だからといって滞納世帯が減っている、そういう状況にないことははっきりしていますので、 少なくともまず18歳未満の子供さんについては通常の保険証に戻すべきだということを強く言っておきます。ですから、今後これについてはぜひ改善をしていただきたい。

それから、あと障害者手帳があって、それで短期保険証をもらっていらっしゃる、そういう方もお見えになるわけですけれども、それは障害の程度がどの程度の人なのか私はわかりませんし、この方が例えば働けるような状態なのかどうなのかということも私はわかりませんけれども、だけどあくまで客観的に見て、そういった障害者手帳を持っていらっしゃるような人についても、私は少なくとも短期保険証なり資格証明書等々の発行は現に慎むべきだというふうに思うんです、そういう意味では。私はこれは大変な数字が出てきちゃったなあというふうに

思ったんです。これ質問するまで、まさかそんなにたくさんの子供たちの数が出てくるなんていうことは想像もしていませんでしたので、本当に驚きました。これについては、ぜひそういった形でまず改善していただきたい。

さっきも言いましたように、決して資格証明書を発行したり短期保険証を発行したりすることによって滞納世帯数は減らない。これはもう今までの行ってきたことで十分見えていることです。これは、要はさっき特異な例も言われましたけど、明らかに払えるような所得状況であっても払っていない人もあると。そういう人もあるかもしれませんけれど、しかしそうじゃない人もあるんですよ。明らかに払えない人が。

例えば、医療費36万も払っておいて、あと国民健康保険税も払ってください、それで生活もしてくださいと言われたら、じゃあどうやって生活するんですか、本当に。そうなっちゃいますよ。ですから、そういう方もあるわけですので、単に収入だけで物を見ることも危険だし、いろんな面があると思うんですね。そういうことは考えながら、多分、資格証明書や短期保険証を発行してみえるのかもしれませんけれども、しかしこのように少なくとも子供さんのいるような世帯は発行はしないということで、ひとつこれから進めていただきたいと思います。

それから次ですけれども、防犯対策、犯罪防止、防犯灯をふやしてという問題ですけれども、3月に入ってからですけど、私の家の隣に泥棒が入ったんですね。隣の運送屋さんですけれども、ここは空き巣です。物音に驚いて、私カーテンをあけたら、懐中電灯が踊っておったわけですけれども、そんなことがありましたが、また余野の六丁目あたり、要するに扶桑との境ぐらいのところですね。そのあたりのところでも立て続けに空き巣が2軒ぐらい入ったということで、私どものところにも連絡をいただきました。

そういう意味では、扶桑とのちょうど境ぐらいになっていくところなんですけれども、何か 資材置き場のような、運送屋さんの駐車場なのか何なのか、そこら辺の部分のところですけれ ども、十分に明るくしていただきたいというふうに思いますし、それから私が住んでおるところは小口線というのか、本当は明るくなければいけないんですけれども、夜になると真っ暗になるんですよ。交差点の道路照明灯だけがこうこうとついてはいるんですけれども、防犯灯が ないために、街路灯が全部消えると今度は真っ暗になるという、そういう意味では非常に危険 地帯に実はなっていくということを、隣に空き巣に入られて思いました。

警察もパトカーが2台もその直後に来ましたけれども、これは本当に明るくしてもらわないかんねえなんて警察もそう言っていましたし、今その運送屋さんは夜もブラインドはおろさずに、中の電気をこうこうとつけて、中の様子が全部見えるような形にしてお帰りになられていますわ、そうしないと危ないということで。

そういう状況があるもんですから、ぜひ街路灯についても、消すんではなくて、それはもっ

たいないとか電気代が食うとか、それはいろいろあるのかもしれんですけれども、電気代が食わんような方法とか、何か新年度の予算でLEDだとか何とかいって言っていましたよね。電気代が8分の1か何かになるんですか。私も知り合いからその電球をもらって、どこへつけようかなあと思ってトイレにつけたんですけど、その話をしたら、「吉田さん、あれは20万時間ももつから、多分トイレなんかにつけたら、吉田さんが死んでもまだ電球は切れんよ」なんて言われましたけれども、いろいろ工夫をしてぜひ防犯灯、それから街路灯もつけておいていただきたいというふうに思います。

ここにはちょっと書きませんでしたけれども、例えば大口中学校の北側あたりのところ、ここも変な人が出たりだとか、そういう声も実は入ってきています。そこら辺も田んぼの中だったりして、いろいろ明るくするのはなかなか難しいところもあるのかもしれんですけれども、例えば作物に影響のないような照明等々もちょっと検討していただいて、そういった状況もありますので明るくしていただきたいというふうに思いますし、そうするとありがたいなあと思いますが、いかがですか。

副議長(木野春徳君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 吉田議員から防犯灯、あるいは街路灯についての御質問をいただきました。

街路灯につきましては、設置の段階で住民の方のお話にもあったかとは思いますけれども、 夜中じゅう隣が明る過ぎてもというようなことで、今の時間帯でやっているというふうに思っております。そんな中で、そういったことについて、今後そういうものがあれば、また地元の 区長さん、あるいはそこら辺のところはお話をさせていただきまして、どういうふうが一番ベターかなあというふうなことは考えております。

それから、今の大口中北側となりますと、多分、今地域の方にお願いしております防犯灯設置ですね。こういったものにつきましては、やはり集落内等に関しては各行政区でやっていただいておると。町の方といたしましては、通学路、あるいはそういった行政区境の両方とも設置がやりづらいところにつきましては、町が優先的にやらせていただいておるというようなことで、またそういった地元の方の御要望、あるいは学校の方から御要望があれば、大中の北側につきましては一度検討はしてみたいなあというふうには思っております。

今お話がありましたように、LED化にすれば、今までの蛍光灯のように広範囲に照らすんじゃなくて、スポット的に照らすというふうな意味合いもございますので、活用の仕方によってはどうかなというところもあります。ただ、今町の方が進めておりますように、全防犯灯のLED化というようなことでやらせていただいていますし、本会議の中で御質問がございましたように、地域の防犯灯についてもどうかというようなことにつきましても、これも将来的に

はそういうふうに全部かえていくと一番いいのかなあというまだ段階でございますけど、そういった助成とか、そういうものも今後検討する中での一つの考え方としては持っていきたいというふうには思っています。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 今言われるように、LEDというのは、本当に下を照らすには非常に向く、そういう照明器具なんです。ところが、普通にある蛍光灯の防犯灯みたいに、ぼわんと全体を明るくする、そういうものでは実はないんですね。ですから、私もトイレに入って鏡を見ると自分の顔が怖いというか、そういうときがあるんですけどね。

だから、LEDが本当に防犯灯に向いているのかどうなのかということも含めて、これは本当によく私は検証する必要があると思うんですね。せっかくルクス的には明るいものが入っても、全体的に見ると非常に暗いというイメージも出かねないというふうに私も家でつけてみて思ったんですけれども、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思います。

次ですけれども、下水道の布設後の適宜舗装をということなんですけれども、これは80代の方なんですけれども、この方、毎日さくら病院へ自転車に乗って、うちの近所の人なんですけれども、自転車に乗って出かけられるんです、さくら病院へ通院で。この人が言われるんですけれども、一番自転車が乗りにくいところは自分の家の前だと。それは何と聞いたら、下水道の仮復旧をした状態がずうっと続いているところなんです。早くきちっとした舗装をやってほしいというふうに言われたもんですから、町の方にもどんなふうになっておるのといって聞きに行ったんですけれども、残念ながら、そこの舗装は来年度の予算にも入っていないし、再来年以降になるんじゃないかというようなことだったわけですけれども、通常、仮復旧というのは大体どのくらい置いておけばいいもんなんでしょうか。

副議長(木野春徳君) 建設部長。

建設部長(野田 透君) 下水道工事の後の仮復旧についての御質問をいただきました。

今、どれぐらい置いたら舗装ができるかというようなことでございますが、一概にはちょっと言えない部分がございまして、現場現場、その路線によって違ってくるわけでございます。 土質の関係とか、管を入れた深さ等によりまして沈下の進行速度が一律でないため、その路線を何年にやるというような形での計画がなかなか立てられないというところがございます。

それから特に市街化区域、余野区画整理とか市街化区域の中に管を布設しましたが、その道路に面するところで農地がございまして、そういったところにはいずれ宅地化されるというようなことで、宅地化された場合に、そこへの取りつけ管を本管とは別に後で発注するという形になりまして、そういった宅地化の状況を見ながら、後でこう薬を張ったというような状況じ

ゃないように、そういったところを見ながら計画を立てますので、何年後という形での施工年度を申し上げることがちょっとできませんので、よろしくお願いいたします。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 私は、舗装用の予算が十分に足りていないんじゃないかというふうに思ったんですけれども、それも足りていないのも事実ですよね。

副議長(木野春徳君) 建設部長。

建設部長(野田 透君) 舗装復旧につきましては、左岸につきましては、管路布設延長が70 キロございますが、そのうちの舗装復旧、本復旧は90%終わっています。右岸については53キ ロの管路延長のうち約50%終わっております。毎年毎年舗装復旧については、先ほど言いましたように、状況を見ながら一定の延長について施工しておりますので、予算があるからといって、先ほども申しましたように全部できるかということではございませんので、一定の金額、一定の予算を投入し一定の延長は施工しております。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 下水道を布設する折にも、そういった仮舗装から舗装復旧する大体の目安だとか、それはなかなか今言えんという話なんですけれども、通常、今までの例でいくとどのぐらいかかっておるというようなことを、また下水道を布設する際に説明会等々もあると思うんですけれども、もしそういうことがそういったところで説明していただけるとなおいいんじゃないかなあというふうには思うんですけれども、いかがですか。

副議長(木野春徳君) 建設部長。

建設部長(野田 透君) 年度についてはなかなか言いづらいところがありますので、今ここで御説明しましたように、舗装復旧の道路の優先順位と申しますか、そういった基準を説明会において皆さんにお伝えするということをしたいと思います。

また、本復旧までについては、職員によります巡回と申しますか、舗装の状態をパトロール しながら、簡易的な部分復旧という形になりますが、そういったことを強化していきたいとい うふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(1番議員挙手)

副議長(木野春徳君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 以上で終わります。

散会の宣告

副議長(木野春徳君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日予定をしておりました本会議は、本日で一般質問が終了したため休会といたします。

次回は、23日水曜日午前9時30分から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

(午後 2時55分)

	2	2	1	
-		.5	4	-